

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時  
平成31年2月27日(水曜日)  
午前10時開会、午後4時56分散会  
(うち休憩 午後0時～午後1時1分、午後2時42分～午後3時1分)
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、  
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 労働委員会  
井上労働委員会事務局長、小笠原審査調整課総括課長
  - (2) 文化スポーツ部  
菊池文化スポーツ部長、石田副部長兼文化スポーツ企画室長、  
工藤参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、  
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、  
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
  - (3) 商工労働観光部  
戸館商工労働観光部長、佐藤副部長兼商工企画室長、  
平井参事兼観光課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、  
瀬川ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、  
熊谷経営支援課総括課長、菊池産業経済交流課総括課長、  
高橋産業経済交流課地域産業課長、浅沼観光課特命参事、  
西野雇用対策・労働室雇用対策課長、鎌田雇用対策・労働室労働課長、  
伊藤ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、  
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、  
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

(4) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、  
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、  
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、  
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、  
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、  
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長  
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長  
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

(5) 総務部

熊谷副部長兼総務室長、橋場総務室管理課長、松本法務学事課総括課長、  
武蔵私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議 案)

議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第4項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第4項 商工労働観光施設災害復旧費

イ 議案第85号 平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(4) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第11款 災害復旧費

第6項 教育施設災害復旧費

第2条第2表中

第10款 教育費

第11款 災害復旧費

第6項 教育施設災害復旧費

イ 議案第113号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(5) 総務部関係審査

(議案)

議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原審査調整課総括課長 議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第6号)中、労働委員会関係の予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。説明書の133ページをごらん願います。

第5款労働費、第3項労働委員会費について、512万6,000円を減額しようとするものがあります。補正の理由であります。1目委員会費、2目事務局費ともに執行見込みを踏まえた整理により減額となるものであり、主な内容といたしましては、給料等の人件費が職員の年齢構成等の変動により当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今年度の労働相談と、仲裁その他実績の特徴はどうなっているのでしょうか。

○小笠原審査調整課総括課長 まず、今年度取り扱った事件についてでございますが、不当労働行為事件の昨年度からの繰り越しが1件、労働組合と使用者との争いであります集団あつせんが1件、使用者と個人の争いであります個別あつせんが1件であります。

次に、労働相談の件数についてでございますが、1月末現在327件で、昨年度の同時期に比べまして、約1割減少しております。

○斉藤信委員 今年度の労働相談の特徴はわかりますか。

○小笠原審査調整課総括課長 労働相談の傾向でございますが、ここ数年同じような傾向でございます。相談の一番多いものが賃金、手当に関するものです。例えば超過勤務手当が支払われないといったものが一番多く、次にパワハラ、嫌がらせ、3番目に退職、これはやめたいけれどもやめさせてもらえないといった相談もございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費のうち文化スポーツ部関係及び第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 2 款総務費のうち文化スポーツ部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石田副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）のうち文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。2 款総務費 78 億 2,119 万 8,000 円の増額のうち、8 項文化スポーツ費 1 億 7,192 万 9,000 円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

94 ページをお開き願います。2 款総務費、8 項文化スポーツ費、1 目文化スポーツ総務費の右側説明欄の 1 番上、管理運営費は職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額しようとするものであります。

95 ページに参りまして、2 目文化振興費の真ん中、下から 6 番目でございます県民会館施設整備費は、岩手県民会館の耐震補強工事等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

四つ下の世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

一つ下の平泉の文化遺産ガイダンス施設整備事業費は、平泉の文化遺産ガイダンス施設の整備に係る実施設計等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとする

ものであります。

続きまして、3目スポーツ振興費の上から5番目、いわてスポーツライミング拠点形成推進事業費は、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、本県のスポーツライミングの振興を図るため、県営運動公園内に国際大会等に対応できるボルダリング施設の整備に要する経費を補正しようとするものであります。

五つ下のスポーツ施設設備整備費は、県営スポーツ施設の改修工事等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

一つ下の体育大会開催、派遣事業費は、国民体育大会、東北総合体育大会への選手団派遣等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

一番下のラグビーワールドカップ2019開催準備費は、ラグビーワールドカップ2019釜石開催に向けて開催機運の醸成や受け入れ態勢の整備等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表であります。当部の所管分は12ページに参りまして、8項文化スポーツ費の3億9,349万5,000円について、翌年度へ繰り越しを行おうとするものであります。これは、いわてスポーツライミング拠点形成推進事業費について、国の補正予算に対応して事業を実施するため翌年度に繰り越しして執行しようとするものであります。

以上で文化スポーツ部関係の補正予算についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費ですけれども、今回1,800万円余が実施設計に伴う部分の関係ということですが、そもそも、このガイダンス施設の実設計を行った余りなのか、それともその部分には手をつけられなかった、やらなかったという形の整理なのかについて1点。

それから、95ページ下のいわてスポーツライミング拠点形成推進事業費ですが、県営運動公園で、以前に屋内練習施設をつくるといった話があったときの前後ですが、いろいろなものをそこに整備したいという思いがあったときに、建蔽率の問題で、なかなか新たなものをつくることできないという部分があったと思うのですが、今回この施設をつくったことで、建蔽率の問題は、例えばまだ凍結になっている屋内運動施設などに影響する部分はないのかお伺いしたいと思います。

さらに、スポーツ医・科学サポート事業費については平成31年度当初予算で、新たな人材育成をさらにやっていくといった予算になっていたと思います。平成30年度の補正予算でもっと取り組むべきことがあったのではないかという部分もあると思うわけですが、平成30年度に余した分、そして平成31年度に計上している分の整理についてお知らせいただきたいと思います。

○中里文化振興課総括課長 平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費についてでございますが、建築につきましては、今年度の実設計まで行いまして、契約実績に基づく補正を行うものでございます。

展示につきましては、基本設計まで行いまして、来年度実設計を行うことにしております。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 いわてスポーツクライミング拠点形成推進事業費の施設整備の関係でございます。県営運動公園の建蔽率等々についてですが、県営運動公園の建蔽率は 60%、容積率が 200%になっており、今回建設しようとするスポーツクライミング施設は半屋外型で半分は屋外型、あとの半分は屋内型で、建蔽率等について、さほど影響はないと考えております。それ以外に何らかの施設をつくるという場合にあっては余裕があることを確認しております。

続きまして、スポーツ医・科学サポート事業についてでございますが、平成 31 年度予算に人材育成の予算を計上しております。これは、いわてアスレチックトレーナーという日本スポーツ協会公認のアスレチックトレーナーですけれども、岩手県独自のアスレチックトレーナーを追加して育成する事業でございます。3年間で養成を図り、スタートの年が平成 31 年度となります。平成 31 年度にその候補者を募りまして、その方々に専門的な知識を習得していただくという形でございますので、今年度は特に準備行為というのはございませんので、補正には反映されておられません。

○郷右近浩委員 平泉のガイダンス施設、スポーツクライミングの施設については了解しました。ただ、スポーツ医・科学サポート事業費ですが、この間一般質問でもありましたけれども、小林陵侑選手を初めとする、これまで岩手県が取り組んできたスーパーキッズ事業であったり、また一緒に立ち上げたスポーツ医・科学の部門でのさまざまな取り組みといったものが前の岩手国体を含めて、いろいろな形で県内の子供たちや、スポーツをやる方々に非常にいい影響を及ぼしてきているのではないかと思います。それを国体が終わったからという話ではなく、さらに次を見て、小林陵侑選手、そして活躍している岩手のスポーツの場で私たちに元気を与えている子供たちに続くような形をぜひ作り上げていっていただきたい。そういった意味で、できれば使い切れという話ではないのですが、もっとそうした環境整備に充てていただきたいと思えますし、そうした部分を平成 31 年度の当初予算でもしっかりと取り組んでいっていただきたい。これは意見でございます。

○斉藤信委員 いわてスポーツクライミング拠点形成推進事業費はボルダリング施設ということですが、場所は今の施設に併設になるのが第 1 点。

第 2 点は、国の財源の活用ということですが、これは 10 分の 10 かを教えてください。

○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長 設置の場所についてでございますが、現在のリード、スピード施設が県営運動公園のサッカー場と道路の間、サッカー場の西側の道路との

間にごさいます。そのリード、スピード施設に向かいまして左側にL字型のような形で設置をすることを考えておりまして、観客はその同じ場所からリード、スピードの観覧もでき、ボルダリングの観覧もできるという配置を検討しております。

続きまして、財源でございますが、地方創生拠点整備交付金で、交付率は2分の1でございます。地方負担分は残り2分の1になりますけれども、この2分の1について起債を充てた場合には、その半分が財源措置されるということで、交付率とその財源措置を合わせますと4分の3程度になると理解しております。

○**斉藤信委員** いわてスポーツクライミング拠点形成推進事業費は、3億8,349万5,000円となっていて、繰り越しで見ると、3億9,300万円余となっているが、金額が微妙に違うのはなぜですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** この事業は、昨年6月に実施しましたコンバインドジャパンカップ盛岡の県の負担金が予算措置されていたものでございまして、ジャパンカップの負担金が若干当初見込んでいた額より落ちましたので、その差額が補正の予算額と繰越額の差額になり、今回ボルダリング施設の整備費につきましては3億9,400万円となっております。

○**斉藤信委員** 次に、私もスポーツ医・科学サポート事業費についてお聞きしたいのですが、補正では261万円余の減額になっていますが、この体制は今どうなっているのか。今年の主な取り組みはどうなっているのか。我々が一度、視察したときに、スケート場のちゃちなところにあったのですが、場所は相変わらずあそこなのか。今後の見通しを含めて示してください。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学サポートの体制でございますが、スポーツ医・科学サポートの実態につきましては、おっしゃったとおり、県営スケート場にまだ置いております。スタッフに関しましては、盛岡市青山の岩手県体育協会会館の中に、正規のスポーツ振興専門員2名、スポーツ医・科学専門員1名、非常勤職員2名の5名の体制で実施しております。スタッフは県職員でございますが、先ほど申し上げたいわてアスレチックトレーナーと申しまして、理学療法士ですとか、柔道整復師の方々を外部に依頼しておりまして、その方々に、例えば国体、東北総体の際に、それぞれ担当競技を定めまして、同行していただき、個別にサポートをしていただくということでございます。その予算として、このスポーツ医・科学サポート事業の予算を利用している状況でございます。

○**斉藤信委員** アスレチックトレーナーは、来年度から3年間で養成することはいいことで、選手を支える体制という点では大変大事だと思うけれども、県内のスポーツ活動、中学校、高校の部活動は我流というか、今のスポーツ医・科学の到達点を踏まえた活動になっていないのではないかという点を一番危惧しています。そういう中学生、高校生の部活動、スポーツ活動が、今のスポーツ医・科学の到達点を踏まえたものになる役割もまた大事だと思うのだけれども、そういった点はどう取り組まれているのか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学サポート事業は、スタッフを派遣する事業だったり、ワークショップ事業と申しまして、県内の指導者あるいはスポーツ団体の理事長、事務局長といった方々を集めて研修会を実施する事業でございます。その中でガバナンス、スポーツインテグリティ、スポーツ栄養、メンタルなどについての講習会を年に6回実施しております。

そのほかですが、県体育協会と連携いたしまして、県体育協会が集めてきた会議において、あわせて研修会を実施するといったことになっておりますので、その中には中学校、高校の指導者の方々にも参加していただいていると承知しております。

○**斉藤信委員** スポーツ医・科学トレーニングセンターは震災前に、県営運動公園の中に整備するという、かなり前向きな計画があったのですが、震災で頓挫し、スケート場の中にちょっとある程度でいいのかということになったのか。その点はどう検討されているのですか。

○**工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 平成29年度に県営スポーツ施設のあり方に関する懇談会から提言をいただいておりますが、スポーツ医・科学センターのあり方について改めて検討すべきだということをご提言いただいております。私どもとしても、いわゆる凍結という状況にございまして、停止したということではございませんので、改めて検討を進めていく準備を進めたいと考えております。

○**斉藤信委員** 凍結ということなので、ぜひ前向きな検討をしていただきたい。それが大事な役割を果たしているし、これからもっと果たさなくてはならないと思います。

最後の質問ですけれども、ラグビーワールドカップ2019の準備状況についてどこまで会場が整備されており、仮設スタンドを含めた完成の見込みについてお聞きします。また、大会準備については観客の移動も含めてどういう準備がされているのか。

三つ目は、東日本大震災からまだ8年しかたっていないのに、青森県東方沖、岩手県北沖でマグニチュード7から7.5の大きな地震が30年以内に90%以上の確率で起きると、宮城県沖も90%と、大きな地震が発生する確率が他の地域より高いという大変ショッキングな専門的なニュースがありました。そういう中で、釜石市鶴住居町の水門はまさに浸水被災地で水門も完成していないのです。そういう点で私は万全の避難の対策がますます必要になってきたと思うのですが、1万5,000人を収容したときの対策は万全なのかの3点をお聞きします。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進室長** ラグビーワールドカップ2019の準備状況の関係でございます。

1点目の会場整備の関係でございますが、諸室等の常設という部分の追加工事もございまして、これは今年の3月末までということで進められております。そして、仮設施設の整備についてでございますが、釜石市で新たに契約いたしまして、現在工事にかかっており、6月末までということで準備を進めております。

2点目の交通輸送対策の関係についてお話しさせていただきます。交通輸送の関係につ

きましては、来場者の安全、スタジアム周辺での交通渋滞の回避を両立させることを基本方針として、輸送力の増強、スタジアムへの直行バスの運行、釜石市の周りや隣接の市町に設置する駐車場とシャトルバスでつなぐパーク・アンド・ライド方式の三つの対策を中心に検討を進めております。この対策につきましては、総会で計画が決定されますので、決定次第、交通情報についてホームページ等でも適切に情報提供して、連休明けにでも、そういった交通対策の予約等も始められるという形での準備を進めております。

そして、避難の関係と申しますか、防災対策という部分についてでございます。斉藤信委員がおっしゃったとおり、ここは東日本大震災津波の象徴的な場所でありますので、そういった避難については万全を期す必要があるということで、観客の安全の確保を第一に迅速な避難が可能となるように誘導員の十分な配置、多言語による避難経路を周知するサインの設置やリーフレット、場内放送などの諸対策を講じるということで進めており、こういったことを着実に進めて、万全な体制で臨みたいと考えております。

○**斉藤信委員** 会場整備の見込みはわかりました。輸送の関係で、釜石市周辺で宿泊する観光客はどのぐらいの見込みなのか。あとは、釜石市以外の盛岡市、花巻市などに泊まって釜石市に移動する場合には直行のバスになるのか。それとも釜石市周辺で一度降りてシャトルバスで行くということになるのか。あとは、宿泊以外の場合はバスと自家用車ということがあると思うのだけれども、移動はどういう見込みと区分けをしているのかお聞きします。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 宿泊の関係で釜石市、大槌町の宿泊施設で考えますと、約 2,400 人の収容能力がございます。そして、大会の関係者もこの近辺にお泊まりになりますので、我々の対策といたしましては、釜石市だけではなくて、県内各地に泊まっていたらこうということで、北は盛岡駅から、花巻空港、新花巻駅、北上駅、水沢江刺駅、一ノ関駅、そして沿岸のほうも宮古市と大船渡市に直行バスの起点を設けるように考えております。そういった取り組みをしていくということを各地の宿泊施設にも事前に御説明させていただいて、そういった方々が御利用されることによって宿泊先なども選んでいただけるような取り組みをしていただきたいと思います。今検討を進めております。

そして、直行バスの関係での見込みということでは、現在 2,000 人程度と考えておりますので、釜石市以外では、そういったところで宿泊の対応をすることで観光協会、宿泊業者の皆様と連携して対策を進めております。

○**斉藤信委員** チケット販売は大変好調で、確実に来られて、宿泊もかなりの規模になると思うのです。そのほか入り切れない人たちがパブリックビューイングなどで、釜石市で見ると見る方々もあるわけだから、1万 5,000 プラス数千の規模になるのではないのでしょうか。幸い東北横断自動車道釜石秋田線が完成して交通の便が大変よくなりますけれども、この計画はしっかりやっていただきたい。

あとは避難対策で、ある意味東日本大震災津波を経験した岩手県釜石市だから、こういう避難の対策がとれるということを示すことが、大事なことではないのでしょうか。ただ、

規模が大きいですから、恐らく新しく高台に整備した小学校、中学校のグラウンド、体育館というのが一番の避難場所になるのかと思いますけれども、その点は訓練も含めて、具体的にどうやられているのか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 避難にかかわっての経路等についてでございます。委員御指摘のとおり、避難経路につきましては大きく2点を考えております。スタジアムの西側の高台に位置します鶉住居小学校と釜石東中学校、スタジアムの南西側に位置して東日本大震災津波の際にも浸水を免れたかまいしワークステーションの2方面を設定して、緊急時の連絡体制、車両の配置計画、避難誘導方法のマニュアルをつくりまして、オープニングイベントの前には避難誘導訓練等も行いましたし、ことし1月には国民保護訓練も行っております。そして、ことし7月にはパシフィック・ネーションズカップの日本代表戦がございますので、その前には国民保護共同訓練と連携して、そういった訓練を7月に行うことにしております。

そして、障がい者の関係でまいりますと、車椅子利用の観客につきましては、大会組織委員会において、スタジアム内外の行き来が容易なスロープの近くに観戦スペースを設けておりまして、誘導等の手助けを行いますボランティアを配置する予定にしております。あと海外のお客様については、外国語を取り入れた避難誘導看板や場内アナウンスなど、先ほども答弁したようなことをしながら、子供や高齢者など災害弱者はもちろん、全ての観客の皆様が円滑かつ安全に避難することができるようきめ細やかな避難誘導策を講じてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 新年度予算にもかかわる部分ですが、これまで県の取り組みというか、文化スポーツ部の取り組みとして、文化財の保護について、例えばそれぞれの地域のお祭り、また民俗の関係の文化財の振興ということで、いろいろやっていただいたのは承知しております。端的に言えば、私の地元の黒石寺の蘇民祭や、またその蘇民祭の方々が県内

に11ある蘇民祭を何とかみんなで盛り上げていこうという活動をされている際に、県でいろいろな形で宣伝の部分など御尽力をいただいて、県内外にアピールするといったような、力添えをいただいたことを理解しております。

ただ、その部分で、文化スポーツ部が部としてできて、これから岩手県の民俗文化をどのように県外、また県内の方々に見せる環境をつくるかといった部分について、どのようにお考えかお伺いしたいと思っておりました。文化財などに補助金を出しているわけですが、そうした中で、その場で見せるもののほかに、それぞれの現地でしか見られないものであったりしますが、例えばインバウンド的な部分で、その魅力を発信することによって、今度岩手に人が来ていただけるような部分にもつながってくると思うのですけれども、その中で、これから文化スポーツ部としてどのような形でやっていこうというお考えか、お伺いしたいと思います。

**○中里文化振興課総括課長** 本県にたくさんある民俗芸能等の文化財の県内外への発信等についてでございます。まずは今年度、いわての文化情報大事典というデータベース的なホームページがございまして、そのリニューアルを行っております。多言語化するとともに、SNSを活用しまして世界中にさまざま取り組みを発信できるように改修を進めております。

また昨年度、今年度と訪日外国人向けに民俗芸能を体験していただくためのプログラム開発に取り組んでおり、それを活用しまして、来年度はその活用の仕方等を市町村、あるいは市町村の民俗芸能関係の組織、協議会等たくさんございますが、その方たちに、どのようにすれば外国人の方がいらっしゃったときに効果的に見ていただくか、あるいは民俗芸能プラス食ですとか観光も含めて本県の魅力を発信するにはこういう方法がありますということをお知らせするセミナーを開催する予定としております。

**○郷右近浩委員** いろいろやっていただいているのはわかります。昨年の盛岡さんさ踊りにも外国人の方々の参加が非常に多かったり、先日、奥州市で行われた黒石寺の蘇民祭にも外国人の方が参加したということで、いろいろなところで外国人観光客を見る機会がふえています。こちらから発信したものにしっかり呼応して見ていただいております。効果は出てきているかと思うところであります。しかしながら神楽であったり、それぞれの地域の祭りといったものについて、そうした団体であっても、なかなか昔のように、例えばかかるお金といったものを出し合って、地域を挙げてみんなでそれを盛り上げていこうという体力が今なくなっているのも現実であると感じているところであります。自分が住んでいるところが近いものですから、一番よく見えるのですけれども、奥州市においても日高火防祭では、屋台なども修復できないといった状況になってきています。それぞれ市町村と話し合いながらという形にはなると思いますけれども、県でも岩手のプログラム一つ一つが売り込めるものだと思っておりますので、そうしたものをぜひ守っていくよう一緒になって取り組んでいただければと思うところがございます。

同じくスポーツの関係でも、私自身感じているところがありまして、例えば岩手県には

岩手ビッグブルズであったり、グルージャ盛岡であったり、ラグビーであったり、岩手県としても、それぞれの団体というかチームに、別の形でいろいろな地域の方々をしっかりと巻き込んでいくことができる形での力添えをいただいていることは理解しており、その予算が1,000万円ベースぐらいいただいていることはわかっております。ただ岩手はプロスポーツが根づかない場所で、昔はフットサルのチームも運営が難しくて存続ができなかったことなどを繰り返してきているように感じております。

その中で先ほどの話になりますけれども、スーパーキッズ、そして国体と、いろいろな形で県が取り組んできたことによってスポーツの場面で、そしてもちろん野球での大谷選手を初めとして盛り上がってきている中で、ぜひ岩手県内のスポーツ環境の整備であったり、そうしたスポーツをやっているチームであったり、みんなに希望を与えるようなプロチームであったりと、そうしたものをさらに伸ばしていく、盛り上げていくことは、県民に元気を与えるものではないかと思うところでありましてけれども、その点についてどのようにお考えか。

これから野球場も、盛岡市と岩手県とで共同で整備するというところであります。そうした中で、例えば盛岡市に全部ワンセットではなくても、北上市の運動公園をさらに整備して、陸上であれば北上市という形であったり、もしくは体育館であれば盛岡市というものであったり、そうした整備も、考え方も含めて、しっかりと環境自体を整えていく段階に来ているのではないかと思うわけで、その点もあわせて考えをお伺いしたいと思います。

**○工藤参事兼スポーツ振興課総括課長** 非常に重い御意見を伺いました。岩手県のプロスポーツチーム、あるいは社会人も含めたスポーツチームの盛り上げに関しましては、私どもとしても積極的に取り組みたいと考えております。現在行っている委託事業の中では、例えば子供たちを対象としたバスケットボール、サッカーなどの教室、そのほかダンスチームがございますが、ダンスの教室などを通じまして、まずはその子供たちを中心として関心を持ってもらう。そしてチームに親しみを持ってもらうところから始めております。そして、まず観客がふえる、そしてスポーツを愛好する人たちがふえる、そして徐々にファンがふえていくということが望ましいのではないかという形で、こういった事業にしておるところでございます。そうした部分を通じまして、何とか盛り上げを図っていきたいと考えております。

2点目でございますが、スポーツ施設の関係につきましては、まずもって現在は希望郷いわて国体の大会、ラグビーワールドカップ、オリンピック、パラリンピックといったものを通じまして、非常に県民のスポーツ機運が高まっております。そういったものを生かして県内各地に特色のあるスポーツ拠点づくりを進めたいと考えております。郷右近浩委員御指摘のとおり、ラグビーであれば釜石市ですとか、岩手町でのグラウンドホッケーといった各地の強みもございます。

体育館につきましては、県内各地に非常に高規格な体育館がそろっておりますので、バスケットボール、卓球といった球技については県内各地の体育館は他県に比較しても誇れ

るレベルのスポーツ施設があると理解しております。そういったものを活用し、特別な競技ということであればスポーツクライミングですとか、奥州市で言うと、カヌーが日本代表合宿にも使われておりますので、そういった特色のあるスポーツ拠点づくりを進めていきたいと考えております。そのために、施設がなければできないという競技もございまして、全てができるわけではございませんけれども、何とか合宿誘致、あるいは交流人口の拡大といった部分も視野に入れた形で取り組んでいければいいと考えております。

○千葉進委員 どうしても言っておきたい部分があります。私は去年、文学の国岩手という講演会を聞かせていただきまして、非常に楽しく中身のあるものだったと思っております。講演についてはおらおらでひとりいぐもを書いた若竹千佐子さん、そして話し合いの部分では菊池幸見アナウンサーが司会進行しながら、知事も含めてのやりとりということで非常にありがたかったです。この企画の昨年の予算が 200 万円、来年度予算案が 280 万円となっているようですけれども、私としては、何としても岩手の文学館をつくってほしいという部分があります。

ただ、経費的なものと思えますけれども、教育委員会では、例えば博物館について来年度 1,800 万円の増、美術館については 1 億 8,900 万円の増でそれぞれあるわけですので、文学館をつくるまではいかないにしても、岩手の文学者にかかわる部分の予算が少ないのではないかと感じています。

そういう面で、10 年間のいわて県民計画が出されたとするならば、その 10 年間の中に位置づけて、将来的には、岩手の文学者、作品を展示できるような文学館があればと考えています。県立図書館があって、時々岩手の文学者の作品を展示してくれているのですが、なかなか見づらいという部分があります。

例えば計画的に、これから毎年 1 人分ずつ買って置いて、どこかに保存しておく。来年度、急ですけれども、宮沢賢治の作品、絵本、朗読のテープなど、賢治一人にかかわって、小規模だが、その中で一つ分をまず集めてみる。次の年は石川啄木、その次の年は高村光太郎というように、岩手の文学者の部分を 10 年間で 10 人分、まず集めてみようということを、1 年ごとに 100 万円ずつぐらい、そういったものに使っていくとかといった形で、将来的には岩手の文学者の作品がいつでも見られるといったものをつくってほしいと思っているわけですので、補正予算をみずから組んでそういったものを作っていきという方向性はないのか確認したい。

○中里文化振興課総括課長 御質問いただきました文学の取り組みについてでございます。まず、来年度の文学の国いわて推進事業につきましては、今年度実施いたしまして、大変好評いただきました講演会を同じように開催するのに加えまして、今年度も開催した高校生を対象としたワークショップの回数をふやす、あるいは今年度は文学に関する強豪校が主な対象になっておりましたが、来年度につきましてはそれ以外の学校で文学に取り組んでいる生徒、文学に取り組みたい生徒も参加できるような形でワークショップを開催したいと考えておまして、その分が増額になっております。

また、文学の取り組みにつきましては、文学と名のつく事業はこれだけなのですけれども、例えば岩手芸術祭におきましては、県民文芸作品集を毎年発行しており、公募をして評価いたしまして、優秀作品を小説、戯曲シナリオ、文芸評論、随筆等の分野ごとに設定しまして、県民文芸集を出しております。実は若竹千佐子さんも、この文芸集に掲載されたことがございました。そのような取り組みを実施しておりますので、ただいま千葉進委員から御提案いただきました文芸作品の購入等の取り組みにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○千葉進委員 言わんとすることはわかります。かなり昔の小学生か中学生ですばらしい作品を書いた人がいましたけれども、若者たちの作品といったものは、その都度備えることはできると思うのですが、将来的に岩手文学館というものを見越した上で、それぞれの作家の作品を買っていくような予算づけといったものが欲しい。今生きている人でも、この間来ていただいた平谷美樹さんなど、すごくすばらしい作品を書いていますので、その都度、それを買って行っていいわけです。県立図書館、あるいは各地域の図書館、学校の図書館にもあるのですけれども、亡くなった方々の部分についてはこれから出てくることは余りないわけですので、特化した形でとりあえず見やすい形、あるいは探しやすい、ここに行けば岩手の作品が見られるというものを、ぜひ考えていただきたい。ある面では、10年間のいわて県民計画が出されているのが契機になるのではないかと思うので、そこについて部長の所見をお願いします。

○菊池文化スポーツ部長 大変壮大な計画の御提案でございまして、捉えようによっては、岩手の文学史は世界に誇っていいものだとも思っていますので、岩手文学館的な、いわばセンターができることはそれなりに私も意義あることだと思っております。

そのビジョンがまだ描けない一つの要因としては、やはり財力でございまして、これは公が一人で形成していったら本当がいいのかという問題もございまして。文学、芸術について、先ほどスポーツの面ではプロの話もありましたが、やはり岩手県民の力といったものを結集した形で、シンボリックな施設であったり、シンボリックな蓄積、そしてそのアピールといったものを展開するに当たって、県民一緒になって展開していく必要があるかと思っています。それがなければ本当の意味での世界に誇る岩手の文学、あるいは岩手の力とはなっていないと思いますので、そういった県民理解といいますか、県民も一緒になって、お金も出し合って、支え合ってといった形で形成していくものであらうと思っていますので、今後県民世論等がどのような展開になってくるかも含め、注視しながら研究していく必要があるのではないかと思っています。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第80号平成30年度岩手県一

般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費、第11款災害復旧費、第4項商工労働観光施設災害復旧費及び第2条第2表繰越明許費中、第7款商工費、第11款災害復旧費、第4項商工労働観光施設災害復旧費並びに議案第85号平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼商工企画室長 議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明いたします。議案（その3）の7ページをお開き願います。

5款労働費3億9,271万2,000円の減額のうち、3項労働委員会費を除いた3億8,758万6,000円の減額、7款商工費の119億2,973万6,000円の減額、次に9ページに参りまして、11款災害復旧費、4項商工労働観光施設災害復旧費の13億4,719万5,000円の減額、以上の合計で136億6,451万7,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、説明書の129ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の一つ目の管理運営費は、平成29年度に実施した国庫委託事業である離職者等再就職訓練事業によって訓練実績が見込みを下回ったことにより生じた不要額を国に返還するため増額しようとするものであります。

2目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備や労働紛争の未然防止等を図るために実施した雇用労働フォーラムの開催経費等について、事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

130ページに参りまして、3目労働福祉費の勤労者福祉支援事業費は、勤労者の福祉の向上に資するために実施した企業力アップセミナー開催経費について、事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

4目雇用促進費の上から五つ目のいわてしごと人材創生事業費は、求職者への就職職場定着の支援、首都圏の大学生等を対象としたインターンシップの支援等を実施するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次の事業復興型雇用支援事業費は、被災求職者の雇用に要する経費の補助等が当初の見込みを下回ったため、所要の額について減額しようとするものであります。

131ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の一番下、いわて地域産業高度化人材育成事業費は、本県経済を牽引するものづくり産業や新たな成長分野等を担う高度技術技能人材の育成、確保、定着の促進に要する経費であり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

2目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練の委託であり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

す。

次に、159 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の一つ目の管理運営費は、関係職員の給与等の管理運営に要する経費であり、実績見込みにより減額しようとするものであります。

中ほどの岩手産業文化センター施設整備事業費は、スプリンクラー設備の更新工事について、工法の変更などにより今年度内の施工が困難となったことから減額しようとするものであります。なお、更新工事につきましては平成 31 年度に施工することとし、12 月県議会において債務負担を設定しており、平成 31 年度当初予算案に改めて予算計上しているところでございます。

下から三つ目のいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金は、ものづくり産業等の持続的発展に不可欠な人材確保及び定着を図るため、県内の事業所に就業する大学生等の奨学金返還の助成に要する経費について公益財団法人岩手産業振興センターに設置した基金へ企業からの寄附金を出捐しようとするものであります。

160 ページに参りまして、2 目中小企業振興費の上から三つ目の商工観光振興資金貸付金は、県内中小企業の振興を図るため中小企業者の事業活動に必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、過年度分の貸付額の確定などに伴い減額しようとするものであります。

その六つ下の中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した事業者に対して事業の再建や経営の安定に必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、過年度分の貸付額の確定などに伴い減額しようとするものであります。

その二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営の革新に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人岩手産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、過年度分の貸付額の確定などに伴い減額しようとするものであります。

一番下のヘルスケア産業集積拠点整備費補助は、国の地方創生拠点整備交付金を活用した事業であり、岩手県工業技術センターが行うヘルス産業の集積促進のための開放研究室の整備に要する経費について補助しようとするものであります。

161 ページに参りまして、3 目企業立地対策費の上から二つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、今年度においては誘致企業等における大きな資金需要が発生しなかったことなどにより減額しようとするものであります。

その三つ下の特定区域産業活性化奨励事業費補助は、企業が行う特定区域における工場増設事業の実施に要する経費について増額しようとするものであります。

4 目中小企業経営指導費の上から二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため公益財団法人岩手産業振興センターに補助するものであり、補助対象人件費の実績見込み等により減額しようとするものであります。

6目工業技術センター費の上から一つ目の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、センター職員の退職者に係る退職手当等の実績見込みにより増額しようとするものであります。

163ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の上から三つ目のいわてインバウンド新時代戦略事業費は、国の東北観光復興対策交付金を活用し、海外市場に対して戦略的、効果的なプロモーションの実施、外国人旅行者の受け入れ態勢の充実強化を支援するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

その三つ下の三陸復興・絆観光キャンペーン事業費負担金は、宮古―室蘭フェリー航路の開設や三陸鉄道の一貫経営など、新たな交通体系を生かした三陸への誘客促進を図る観光キャンペーンを展開するものであり、事業費の確定に伴い減額しようとするものであります。

2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、県が整備した観光施設の修繕等を行うものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、209ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、国と県が連携して補助するいわゆるグループ補助金につきまして、今年度2回の公募を終え、新規の交付決定額が確定したことに伴い減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）に戻りまして、11ページをお開き願います。11ページは、第2表繰越明許費補正の追加の表であり、当部の関係部分は16ページの7款商工費の14億1,382万1,000円、22ページに参りまして、11款災害復旧費の4項商工労働観光施設災害復旧費の53億6,796万4,000円、以上を合計した67億8,178万5,000円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。これらの事業は計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものであります。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。43ページをお開き願います。議案第85号平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ50億1,106万2,000円を減額し、総額を11億1,458万,8000円としようとするものであります。

44ページに参りまして、歳入であります。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減等に伴い減額しようとするものであります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額を減額しようとするものであります。

45ページに参りまして、歳出であります。主なものは、1款小規模企業者等設備導入資

金貸付費、1項貸付費は、公益財団法人岩手産業振興センターの小規模事業者に対する無利子貸し付けに係る年間所要見込額の減等に伴い減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、2点お伺いします。

1点目は、いわてインバウンド新時代戦略事業費の減額が1億1,870万円余ということ、国の東北観光復興対策交付金を活用している事業ですが、減額になった要因についてのどのように分析されているのかお伺いします。

2点目は、中小企業振興資金特別会計の県債の歳入分の大幅な減額について、最初に県債の予算を組んだときに、ある程度の貸し付けがあるという見込みがあつて、予算を立てられたと思うのですが、その分がかなり減額になっています。どういう経緯でここまで減額になったのか教えていただきたいと思ひます。

○浅沼観光課特命参事 いわてインバウンド新時代戦略事業費の関係でございます。国の東北観光復興対策交付金につきましては、県の当初予算を先に編成いたしまして、その後この予算額に応じて国へ要望させていただくという時期的なずれもでございます。そのほか事業の優先度を一定程度付すという際に、国から重点事業という形で重点施策の目安が示されております。実際は、それらに伴つた事業の優先順位が高く、それらからさらに漏れてくる、一般的に調査事業でありますとか、連携をしていない単独と言われている事業、広域で連携しているものの優先順位を高くするという縛りがあるものですから、そういったこぼれてきているもの、あとは直接インバウンドに効果がないのではないかと国で判断する事業については減額されてしまう状況になっております。

○熊谷経営支援課総括課長 特別会計の補正についてでございます。減額の主な理由は、中小企業高度化資金貸付金、高度化スキームというグループ補助の4分の1の自己負担分を産業振興センターが貸し付ける制度の分でございます。こちらの当初予算におきまして、貸付事業費として28億9,000万円余、関連事業費として20億1,000万円余で合計49億100万円余を計上していたところでございますが、今年度の貸し付け実績が12月末時点で18件の6億2,000万円余になっております。このことから、既存の基金の残高が13億円ほどあることから、当面この基金残高で足りることから、当初予算で計上しました全額を減額補正しようとするものでございます。

○ハクセル美穂子委員 いわてインバウンド新時代戦略事業費についてですが、今の御答弁を聞いて、いろいろな補正の時期もあるということです。ということは、広域連携の事業などは、実は優先して使わなければならないものだったけれども、それに対応できるような連携が県内には該当するものが今現在なかったということで使えなかったのか。それとも、既にやっつけて該当しなかったのかという点について、もうちょっとわかりやすく教えていただきたいというのが1点です。

高度化スキームについては、12月現在は18件ですけれども、最初は何件ぐらいを見込んでいらっしやったのか教えていただきたいと思います。

○**浅沼観光課特命参事** 広域連携の関係でございますが、主に東北6県ですとか北東北3県の連携、市町村間の広域の連携といったものは優先採択の事業の中身ということをやっております。不採択というか減額されたものにつきましては、広域連携がないだけということではなく、例えば事業が人件費のみで構成されているとか、旅費のみで構成されているといった事業の中身で減額されております。

○**熊谷経営支援課総括課長** 高度化スキームの最近の実績を見ますと、平成27年度が27件、平成28年度が25件、平成29年度が31件で、この辺の平均値も勘案しながら当初は見込んだところでありますが、現在はそれより低い18件程度になっております。

○**ハクセル美穂子委員** いわてインバウンド新時代戦略事業費については、わかりました。ちょっと残念だと思うところは、私も県境の地域に住んでいますが、地域には意外と秋田県との連携をしたいと思っている人はいっぱいいて、実際やりたいという話は現場でも出ています。それが形になったときに、こういう補助金をしっかり活用できるよう現場の声も拾っていただいたり、それからいざお金が急に来たときに対応できるような、組み立ててというか、支援をしていってほしいと思っています。私も地元のいろんな会合に行き、県境を越えての連携は難しいといつも思うので、ぜひ県と県の間で、そういったことを進めていっていただければと思います。これは要望です。

高度化スキームについて、もう一回お聞きしたいのですが、平成28年度25件、平成29年度31件となっていて、今年度18件ということは、きちんとわりわいの再生の部分で救うべき事業者の方が救われてきた結果少なくなったのか、それともそうではないのか、どのように分析されているのかお聞きします。

○**熊谷経営支援課総括課長** 高度化スキームについては、新規のグループ補助金の申請の数とも連動していますので、同時に今回提案しているグループ補助金の減額補正もしているところですが、不足しては大変でありますので、多目に見込んで予算化をして、実績に合わせて減額補正をしております。今年度のグループ補助は公募を2回かけて、38件の新規の申請でしたが想定よりは少なかったこともあり、連動して自己負担分の利用者も少なかったかと思っております。

○**斉藤信委員** 130ページ、雇用促進費で県外人材等U・Iターン推進事業費、いわてしごと人材創生事業費のU・Iターン中核人材就業支援事業費補助、下から2行目のところに、U・Iターン促進キャンペーン事業費と、ここだけでU・Iターン関係の三つの事業があります。このU・Iターン関係の事業費は総額幾らで、そしてその実績はどうなっているのか。

○**西野雇用対策課長** U・Iターン関係事業費のお尋ねでございます。まず、県外人材等U・Iターン推進事業は、東京事務所におきましてU・Iターンセンターを設けており、そちらの人件費でありますとか、事務システムの経費となっております。また、いわてし

ごと人材創生事業費は、U・Iターンに係るさまざまなイベントでありますとか、あとはU・Iターン中核人材就業支援事業費補助はプロフェッショナル人材という形で、経営者の右腕になるような、例えばかつて経営部長であるとか、生産管理部長のような方を県内の中小企業が人材派遣会社を通じて獲得いたしまして、そのときにかかった経費に対する補助を設けております。

齊藤信委員に御指摘いただきましたU・Iターン促進キャンペーン事業費に関しましては、昨年9月議会におきまして議決いただきました補正予算に盛り込んでおりますいわてWalkerの作成経費に係るものになっておりまして、多岐にわたっております。

済みませんが、金額に関しては、すぐに計算できませんが、まず実績でございます。岩手県のU・Iターンは大体800人前後でこの数年推移しております。この800人前後というのは、県で把握している数字でございます、先ほど申し上げました岩手県のU・Iターンシステムのマッチングでお戻りになり、県内に就職された方、またはハローワークに調査の御協力をいただきまして、ハローワークを通じて県外から岩手県に就職した方ということで、県で把握しているのは、この数年800人前後という状況になっております。

○齊藤信委員 中核人材就業支援事業費補助は、今の説明だとプロフェッショナル人材の確保に対する補助ということですが、実績はどうなっていますか。

○西野雇用対策課長 本年度500万円ほどを見込んでおりましたけれども、今のところ活用はなく、年度内に1件か2件見込まれる状況になっております。

ただ、この補助金は首都圏、また県外から人材を確保するというので、この補助金の活用がない案件に関しましては、詳細な資料を用意しておりませんが、数十人は確保している状況になっております。この補助金は1事業者につきまして1回しか使えないということもございますが、複数の方を1事業所に置いて、この事業で確保しているという事例もございまして、そういうところでは1回しかこの補助金が使えない状況になっており、補助金としての支出の実績は少ない状況になっておりますが、プロフェッショナル人材拠点を通じて人材を確保しているのは相当数出てきております。申しわけありません、今確認いたします。

○齊藤信委員 実はU・Iターンの問題は、次期総合計画で現状800人前後を年間1,300人に引き上げる計画になっております。ただ、800人という実績も、実際的にはほとんどハローワークの実績なのです。だから私は、幾つかいろんな事業があるのだけれども、来年度から年間1,300人に引き上げる何か抜本的な取り組みというか対策が必要だと思いますが、そういった事業は予定されているのですか。

○西野雇用対策課長 U・Iターン就職の促進に関しましては、今年度創設いたしました岩手U・Iターンクラブの加盟大学が現在55大学あり、そこの連携強化でありますとか、また東京に配置しておりますU・Iターンマッチングコーディネーターが2名おり、その方たちに首都圏の理工系の大学をきめ細かく回っていただきましてアプローチを強化していきます。そして、国のわくわく地方生活実現政策パッケージを活用した、移住支援金が

制度としてできるわけですが、そのようなものを活用して、東京圏の移住希望者と本県企業のマッチングを促進していき、U・Iターン就職に関心を持つ方に対してきめ細かく支援していきたいと考えております。また、その関心を引き立てるために先日発行した岩手ライフ応援マガジン、いわてWalkerを引き続き発行していくとともに、県外の若者等に岩手の魅力を体感してもらうため、岩手版ワーキングホリデーなどを実施して、就職情報、企業情報に加えて、岩手県としての地域の情報をパッケージで発信していきたいと考えております。

**○八重樫雇用対策・労働室長** 先ほど斉藤信委員からお尋ねのありましたU・Iターン中核人材就業支援事業費補助の実績でございますけれども、今年度12月末現在、実際に岩手に来てもらう中核人材の成約件数は23件でございます。あと相談にもいろいろ応じており、相談件数が12月末で133件となっております。

**○斉藤信委員** U・Iターンの取り組みを強化する、実績を上げるというのは大変大事な課題で、ふるさと志向とか田舎志向というのは、年配の世代、退職してから戻るという以上に、若い世代の関心が高まっているのが最近の特徴ですから、ぜひこれは知恵を出して、新しい流れを岩手につくっていくということに取り組んでいただきたい。

次に先ほど説明がありましたが、131ページのいわて地域産業高度化人材育成事業の中身、実績を示してください。

**○鎌田労働課長** いわて地域産業高度化人材育成事業につきまして御説明いたします。

今回国からの全額の委託を県が受けまして、それを各研修、人材育成の機関に再委託して実施するという事業になっております。事業内容といたしましては、ものづくり人材育成事業といたしまして、ものづくり産業の動向に応じた人材を育成するという事業がございまして、いわて産業振興センターに委託しております。

そして、EV人材育成事業といたしまして、EV関係の知識や技能を学ぶ機会をさらに提供することも検討しております。そして、こちらは一関工業高等専門学校に再委託することになっております。

そして、岩手で働く若手人材発信事業は本県で働くイメージの醸成を図れるよう若者向けの情報発信をしていくという事業になっておりまして、こちらは広告代理店より、DVDなども制作するという内容となっております。新技術対応人材連携育成事業は、いわて産業振興センターに再委託しており、目的といたしましては、現場レベルで新技術を活用できる人材育成となっております。事業内容は今のようところで進めております。

**○斉藤信委員** 次に商工費に行きますが、159ページのいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金で、520万円の増額になっていますが、これは産業界を含めて基金を集めるということで、産業界の支援金も少ないのではないかと一度指摘をしたことがありましたが、その後どうなったのか。全体としてこの基金はどこまで集まったのか。これとあわせて、奨学金返還制度がありましたが、その実績をあわせて示してください。

**○伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** いわて産業人材奨学金返還支援制度について

のお尋ねでございます。

まず、民間からの寄附の状況でございますが、今年の1月末現在、42団体、個人から47件の寄附がございまして、金額といたしましては7,633万円となっております。よって、今年度に入ってから200万円ほどの増となっております。

それから、制度の運用状況でございますが、平成29年度には支援対象、認定を54名にしたわけでございますが、そのうち43名に交付決定をしております。また今年度につきましては、第2次の募集、そして認定審査会を行いまして、51名を認定したところでございます。2年間では105名の認定者になっております。

○**斉藤信委員** 民間の資金は、恐らく1億円の目標でしたか、まだ届いていない。特に県内の主要な金融機関が鈍かったのではないかと思います。そこらあたりは、相変わらず鈍いのですか。

○**伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** 金融機関の寄附の状況でございますが、追加要望はしておりますが、今年度はまだ追加ではいただけていない状況でございます。

○**斉藤信委員** 奨学金ですけれども、平成29年度、54人が認定されて、交付決定は43人と、11人の差があるのだけれども、これはどういう意味でしょうか。

○**伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** この制度は、大学3年生から応募できる形でございますので、そういう方が卒業できなくて留年、あるいは内定を辞退されたということで、まだ実際に県内の事業所に就業される状態になっていないということですので、今後そういう方が就業すれば、ふえてまいります。そういう特殊事情でございます。

○**斉藤信委員** 特殊事情の割には比率がちょっと高いので心配なのだけれども、せっかくの人材確保の大変大事な取り組みなので、大いに活用してほしいし、この間議論されたのは、ものづくり分野だけではなくて、さらにその対象を広げていくということも必要なのではないかと思います。ここの検討はどうですか。

○**伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** この制度、私どもものづくりということで実施しておりますが、2年間を経過いたしまして、100名ほどの認定の方、そして実際に県内企業に就職された方が50人を超えるということで、企業側、それから学生等からの評判もかなりよいものと認識しております。

今後の展開につきましては、この制度を運用する中で皆様からいろいろな御意見を頂戴しております。そういったものをお聞きしながら、この制度は3年間ということで始めておりますので、平成31年度で一区切りということで、よりよい制度になるように、今年度、制度設計について改めて改良、改善を検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 160ページは復興にかかわるものですが、岩手産業復興機構出資金は1億7,400万円余の減額。中小企業被災資産復旧事業費補助は6,400万円の減額となっております。二重ローン対策は対象になった事業者のフォローも含めて、私は大事な事業ではないのかと思いますが、減額の理由、今年度の実績、二重ローンを棚上げした企業のフォローアップはどうなっているのでしょうか。あわせて中小企業被災資産復旧事業費補助の実

績も示してください。

○熊谷経営支援課総括課長 初めに、二重ローン対策の産業復興機構出資金の補正についてであります。こちらは、当初予算では債権買い取りを20件ほど想定した予算を組んでおりましたが、現時点で債権買い取りまで至った案件がないことから、出資の履行額が当初の予定を下回ったということで減額補正をしております。これまでの復興相談センター、復興機構の債権買い取りの実績は110件ですが、平成29年度、平成30年度と債権買い取りまで至ったものはございませんが、そのほか返済条件の変更、買い取りまでいかない償還の猶予ですとか新規融資で対応した110件を含めると250件の相談対応実績となっております。

また、経営状況が芳しくない事業者については、復興相談センターが定期的に訪問しております。金融機関のOBや、税理士の専門家などですが、そういう方が定期訪問しながら経営状況の確認や、経営改善に向けた指導をしている状況でございます。

次に、中小企業被災資産復旧事業費補助は、こちらのグループ補助が活用できなくて個人で復旧する場合に、市町村と県が2分の1ずつを負担して支援しているものでございまして、平成30年度の実績は30者、交付決定額で1億1,000万円余になっております。この制度創設以来合計で484者、交付額が14億7,000万円余となっております。グループ補助とこの被災資産復旧補助がハードの復旧復興に向けて重要な役割を果たしておりますので、引き続きニーズについて、市町村あるいは商工団体と連携しながら掘り起こし、相談対応していきたいと思っております。

○斉藤信委員 中小企業被災資産復旧費補助は累計で484者、14億7,000万円余ということですね。それで、160ページの最後のヘルスケア産業集積拠点整備費補助は補助率10分の10で13億5,000万円の新規の補正で、工業技術センターの中にということですがけれども、どういう事業で、どう活用されて、どういう効果が見込まれるものなのか。工業技術センターにこの分野の専門家がいるのかも含めて示してください。

○伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長 ヘルスケア産業集積拠点整備費補助についてのお尋ねでございます。本県のヘルスケア企業におきましては、企業間連携によるヘルスケア機器の製品化に向けた研究開発などの取り組みが活発化しておりまして、研究開発を行う拠点に対するニーズが高まってきております。県ではこうした動きを確実に捉え、工業技術センターの敷地内に開放型、いわゆる連携交流、共同研究開発といった活動の場として開放型の研究施設を整備し、ヘルスケア産業のさらなる集積を目指すこととしたものでございます。

この施設は、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、鉄骨造2階建て、延べ面積約4,000平方メートルの中に研究室16室、外構工事等を含む総工費は13億5,000万円の計画としております。今後におきましても、引き続き市町村、産業支援機関等と連携しながら、クラスター形成の取り組みを支援するとともに、産学、行政、金融機関等との連携により製品や技術の共同開発等に取り組む企業を重点的に支援してまいります。

それから、工業技術センターに置く意義ということになるかと存じますが、ことしの4月に開設しましたものづくりイノベーションセンターは、電子機器の測定ですとか評価を行う大型電波暗室でございますが、あれは医療関連機器を輸出する際には必ずそこを通さなければならないということでございまして、そこの企業連携ということが一つ考えられます。それから、現在工業技術センターの専門家といたしましては、デザイン関係で主に製品でかかわっている職員もおりますし、今後もニーズを聞きながら体制を整えていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** ヘルスケア産業とは具体的にどういう産業ですか。そして、この産業の技術研究というのは工業技術センター内でやられてきたものなのかということもお聞きしたい。

○**伊藤特命参事兼ものづくり産業振興課長** ヘルスケア産業についてでございます。ものづくりの世界では今までは比較的医療機器関連産業という言い方をしていたのですが、ヘルスケアと申しますと、もう少し範囲が広くなりまして、いわゆる健康全般にかかわることですので、単に診断、治療だけではなく、その後の介護、自立支援といった副次的な部分も若干かかわってきますし、検査機器、薬剤、診療材料、従来の医療機器といった製造業も含んだ少し幅の広い産業ということで、ちょっと横文字でわかりづらく、医療機器関連産業というとわかりやすいのですが、ヘルスケアということで少し幅を広げたものでございます。

それから、工業技術センターでは、今まではデザイン関係を中心にした取り組みでございましたけれども、先ほど申し上げましたようなものづくりイノベーションセンターを活用した相互作用、相乗効果によって、今後体制を強化してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** かなり目新しい雰囲気です。国からの10分の10の補助というのは国任せで意外に成功しないのですよね。かなりの施設のようなのですから、しっかり活用してやっていただきたい。

最後の質問になりますけれども、209ページの中小企業等復旧・復興支援事業費、いわゆるグループ補助金が13億4,600万円余の減額で、もう一つは繰り越しのところにある、中小企業等復旧・復興支援事業費補助53億6,700万円の関連はどういうことなのかを一つ教えてください。

この間陸前高田市に、日本共産党の小池書記局長と一緒に県議団調査に行きました。陸前高田商工会から話も聞いてきました。150事業所ぐらいがグループ補助金の活用を予定しているが、現在申請をしているのは120事業所で、これから約30事業所ぐらいが使いたいと思っているけれども、陸前高田市の土地区画整理事業が2020年までかかる。だから、2020年を越えて申請をするという事業者も出てくる。これは、被災事業者の再建にとっては大変重要な役割を果たしているのです、私はこの事業は国のレベルでも必ず継続するべきだと思いますが、高田一郎議員の一般質問の答弁でちょっと驚いたのは、国の予算が来年度は75億8,000万円、岩手県の予算は65億6,000万円です。岩手県は65億6,000万円を予算

化しているのに、国は75億8,000万円ぐらいしか予算化していないが、こういう規模で続くのかと、ちょっと不安を感じました。グループ補助金をこれから申請しよう、活用したいと思っているその事業総数をどう把握して、岩手県はどのように取り組もうとしているのか示してください。

**○熊谷経営支援課総括課長** いわゆるグループ補助金の関係でございます。みなし補正については、13億4,700万円の減額になっておりますが、その内訳は新規の分の見込みが33億円に対して27億円で6億1,000万円余の減です。それと、継続分の事業者の事業費が35億円余に対して29億円の実績で、5億4,000万円ほどの減。それと資材高騰などの分を1億8,000万円ぐらい見込んでいたのですが、これがゼロとなり、丸々1億8,000万円減ということで、13億4,700万円余の減になります。新規の交付が、先ほども申し上げましたとおり、今年度38者でしたが、積算等の見込みでは140者ぐらいを見込んでいたということで、これぐらいの減になっております。

来年度については、今斉藤信委員からお話がありましたとおり、国では75億8,000万円を計上しております。平成31年度予算は75億8,000万円でございますが、過年度分の予算を使えますので、それを足した分でグループ補助金の必要額に対応すると聞いておりますので、平成31年度予算額としては75.8億円だと聞いております。

今後のグループ補助金の見込みでございますが、県北・沿岸地域はグループ補助金のニーズは少なくなってきたと思います。沿岸南部、特に陸前高田市についてはこれから土地区画整理もできて、その後の申請が予想されますので、2020年度以降もニーズがあるものと思います。

私も先月、陸前高田市役所に行って意見交換してまいりましたが、実際は無償譲渡を希望される方もふえていて、まだグループ補助金を使うかどうかと悩んでいる方もおり、流動的でありますので、今後も引き続き陸前高田商工会、市役所と連携しながら、2022年度も精査をしていく必要があると思っておりますし、中小企業庁とも連携を密にし、本県の実情を説明しながら、制度の延長なり緩和を求めていきたいと考えております。

**○郷右近浩委員** 先ほどハクセル美穂子委員から質問があったいわてインバウンド新時代戦略事業費の使い方について、先ほどの議論だと、例えば県境を越えたりといったようなものが、中心なのかととってしまったのですが、どのような形で本年度使って、今回このような形で残ったということになるのか、内容についてお知らせいただきたいと思っております。

**○浅沼観光課特命参事** いわてインバウンド新時代戦略事業費の東北観光復興対策交付金でございますけれども、要望枠につきまして1億1,500万円ほどの減額で交付決定されております。各事業の規模の見直しをしたり、必要なものについては連携をしてやるという形で、東北6県ですとか東北3県、市町村間が複数の連携をしてやらせていただいております。

この中の事業といたしましては、海外のプロモーション強化の事業でございますとか、観光コンテンツ事業、あとは受け入れ態勢の整備事業が中心になっております。

連携に関しましては、必ずしも連携を要件としているわけではございませんが、連携が大きいもの、あるいは連携が進んでいるものについては採択、減額の規模も小さくなるという優先的な採択がされるという形ですので、事業の見直し等がないままに事業執行という形になっております。

○郷右近浩委員 その連携について、この際で質問しようかと思っていたのですが、新年度予算でラグビーワールドカップ、オリンピックにおいて外国人を受け入れる場合の連携対象は、例えば日本中という話なのか、ラグビーについては今回の開催地との連携という形なのか、こういった考えで進められるということになるのでしょうか。

○浅沼観光課特命参事 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップに関しましては、世界的イベントということで、これに限っては必ずしも連携を要件とはせず、今のところは単独においても、ある程度一定額は認められる形になっております。また平成31年度につきましても、先日運輸局から方針が示されましたが、国としての重点項目という位置づけなので、東京オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップに関しては優先的な採択の対象にしていくという形で、必ずしも広域連携が必要ということではないということになっていると思います。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光関係の議案の審査を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 今回の補正予算で、雲南省経済交流等推進事業費、台湾交流・連携促進事業費、そして欧州県産品プロモーション推進事業費で減額が出ております。これは、事業費の整理に係る部分ということで理解はしますが、平成31年度予算において、国際経済交流推進事業費や、世界の市場を切り拓く事業者海外展開加速化促進事業費が計上になっ

ております。その中で、今回EUとのビジネスチャンスがあるという記載になっておりますが、この事業の一貫支援はどこからどこまでやるというか、どのようなイメージなのか。

○菊池産業経済交流課総括課長 伴走支援ともいっておりますけれども、従来、各国の展示会、商談会などに出る際に業者に募集をかけますが、募集をかけてから出展するまでの間、実は事業者に対して余り手をかけてこなかったという事情もございました。これではよくないということで、県の職員、ジェトロ、あるいはジェトロからお願いする専門家の方等に、出展に至るまでにどのような準備が必要かといったものを、出展する前の事業者の声をよくお聞きして、フォローしていただくことを実施するようにしております。

○郷右近浩委員 これまで中国大連市、昨年は南アジアの博覧会と一緒に拝見させていただき、岩手のブースに関しては、これまでやってきたものをベースにしっかり根づいて展開されていると感じできたところであります。そうした部分で、国際経済交流推進事業費を780万円で計上していると思いますが、さらにそこから中国雲南省をゲートウエーにして、東アジアにどんどん入っていくといった中で、そこからの展開について考えていることがあるのでしょうか。

○菊池産業経済交流課総括課長 郷右近浩委員がごらんになりましたのは、雲南省方面の南アジア博覧会でございますけれども、あの際に、雫石町のTACT興業が出展しておられました。非常によい技術をお持ちですし、デザインのセンスもすごくよいということで、その後もぜひ商談したいというケースがございまして、バイヤー商談という形でお連れすることがございましたが、一過性のものに終わらせないで関心のあるバイヤーとつながりを深めていくことを私どももフォローしておりまして、そういった場を通じまして県内事業者の海外でのビジネスチャンスが盛んになるようにしていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 あのような博覧会みたいな形が一番わかりやすいわけでありましてけれども、それ以外にも農畜産物や工芸品であったりとか、そうしたいろいろなものをいれていくといった新しい展開というのは、今年は何かあるのでしょうか。

○菊池産業経済交流課総括課長 郷右近浩委員が先ほど申し上げた世界の市場を切り拓く事業者海外展開加速化促進事業費の中では、これまでフランスのパリを中心に欧州市場で日本酒や工芸品をやってきました。来年度については大規模なお酒の展示博覧会、商談的なものが予定されており、これまでの取り組みの一つの成果として、そこに展示したいと考えております。それから中国の市場に関しましては、今年度から始まりました、上海で行われる国家規模の相当大的な輸入博覧会に来年度も継続的に参加し、県内事業者の輸出拡大を支援してまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 来年も9月以降にぜひ行ってみたいと思っております。以前、行った際には、例えばリンドウや鉄瓶関係の南部鉄器に対して物すごく興味を持っている所を拝見させていただきました。そうした製造業者の方々がお話ししている中で、鉄瓶関係、南部鉄器自体が、全体論として中国での一つのピークは終わったということで、岩手から売り込むものはさまざま素晴らしいものがいっぱいあるので、そうしたものをぜひまた展開

していただくようよろしくお願いいたします。

○**菊池産業経済交流課総括課長** 今おっしゃられた南部鉄瓶につきましては、中国での一時期の爆発的ブームは沈静化しておりますけれども、一方で手づくりの高級品、小さい工房には、まだまだ根強い引き合いもあると聞いております。

それから、工芸品関係につきましても、今年度ジャポニスム 2018 の関連イベントの伝統と先端という展示に、県内十三、四社をお連れいたします。こちらは伝統的なものだけではなくて、伝統を生かした最先端のもの、例えば奥州市でいいますと株式会社及富の 3D 技術を使った鉄瓶、株式会社岩谷堂タンス製作所の岩谷堂クラフト、岩谷堂くらしなといった小ぶりなものなど、いろいろ若手の事業者にチャレンジしていただいております、これからもどんどん頑張ってもらいたいと思います。

○**斉藤信委員** 県が締結する契約に関する条例が施行されて丸 3 年を迎えて、見直しの検討がされているが、第 1 点に、どういう見直しの検討がされているのか。第 2 点は、この条例に基づいて、どういう成果があらわれているのか、あらわれていないのか。3 年間の検証はどうかされているかを示してください。

○**鎌田労働課長** 本条例につきましては、平成 27 年 4 月 1 日に施行されまして、平成 29 年 4 月 1 日から完全施行となっております。当初の平成 27 年 4 月 1 日からおおむね 3 年を目途として、社会情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行状況について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという附則規定がございます。ちょうど 3 年目を迎えるのが平成 30 年度で、現在、審議会等を 2 回開催いたしまして、審議を深めております。

条例の成果につきましては、第 8 条に基づきまして特定県契約に係る措置として、工事契約 5 億円以上、委託契約 3,000 万円以上、指定管理 3,000 万円以上を特定県契約と規定しております。こちらから最低賃金額、それから社会保険の加入状況の報告を求めまして、現在のところ法令違反という報告はなく、一義的にはそういったところが一つの成果ではないかと考えております。

○**斉藤信委員** 審議会ですらどういう課題で見直しを検討されているかしっかり回答してください。

もう一つは、条例の成果で、最低賃金、社会保険の加入状況の報告とのことですが、これは法令だから、条例がなくてもやるべき課題ですよ。いわゆる公契約条例と言われておりますけれども、理念条例にとどまったという問題点があるのではないかと。例えば建設労働者の場合、公共工事設計労務設計単価が大工の場合 2 万 5,000 円です。しかし、実際に支払われている報酬は 48% の 1 万 2,000 円です。全国、特に県レベルでは理念条例が多いのだけれども、岩手県より規模の大きい政令市を含めた区市町村で見ると、公共工事設計労務単価の 8 割とか 9 割と決めているところもあるのです。そうしないと、末端の労働者の待遇改善に結びつかないのではないかと。審議会での見直し項目と、どういう課題を議論しているか示してください。

もう一つは、建設労働者の実態が、はっきり言ってこの3年間改善されてこなかった。この問題を解決することが求められているのではないかと思います、いかがですか。

○鎌田労働課長 審議の具体的な内容というお尋ねでございました。まず、審議会は、今年度2回開催しておりまして、第1回の審議会におきまして社会状況の変化、それまで意見交換した場でいただいた意見を踏まえまして、論点を深めていくということを経済2回目の審議会に結んでおりまして、四つほど論点を固めて、今第3回目の審議会に向けて諸準備を進めております。

条例全体から絞り込んで四つという形になりますけれども、1点目が条例に規定する特定県契約の範囲が適切かどうか。2点目が受注者の責務として法令遵守を求めた範囲は適切か。3点目が特定受注者からの報告事項は適切か。4点目が受注者等の責務として報酬下限額、今齊藤信委員からありました最賃条項というところでありまして、そちらを設けるかどうかという計4点を論点として設定したところでございます。

成果と改善になりますけれども、先ほど報告事項で求めたというところでお話はさせていただいたのですが、このほかの県の取り組みといたしまして、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組ということを県で定めておりまして、こちらは平成28年4月1日策定いたしまして、随時改訂しております。直近の項目で110項目取り組むこととしており、現在108項目の取り組みが改善されております。県の取り組みではありますけれども、事業者から見ると改善されたというところで、こちら成果の一つとして挙げられるのではないかと考えております。

○齊藤信委員 私が指摘したことについて答弁がなかったのだけれども、建設労働者は今高齢化しており、建設労働者の確保というのは、大変深刻な課題で、いわて県民計画でもそういう現状が率直に指摘されているのです。建設労働者の確保が進まない最大の原因は待遇が改善されていないということです。それなりの魅力ある仕事だけれども、一人親方で1万2,000円の日当では食べていけません。2万円を割っていた設計労務単価が震災の中でどんどん引き上がり今2万5,000円だが、それも全然反映されない。全国の進んだ公契約条例では設計労務単価の8割と決めているところがたくさんあるわけだから、そういう先進事例をしっかりと研究してやる必要があるのではないかと。国会図書館が全国の公契約条例を整理しています。全国の公契約条例の取り組み状況と、報酬の下限を決めているところがどれぐらいあるのか、具体的にどういう決め方をしているか示してください。

○鎌田労働課長 国会図書館のレファレンスということで、論題といたしまして、公契約条例の現状というレポートが作成されております。そちらの内容によりますと、現在県、市町村、特別区を含めまして47の自治体で公契約条例が制定されております。そのうち、賃金条項が設けられているのが21自治体とまとめられております。そして、賃金下限額の決め方といたしましては、今齊藤信委員からお話がありました労務単価をベースにするもの、地域別の最低賃金をベースとするもの、あと生活保護水準、自治体給与といったさまざまな自治体の状況に応じて設定されている状況でございます。ただ、

賃金条項が設定されているのは都道府県レベルでは今のところゼロとなっており、今お話ししました 21 件につきましては、全て市町村、特別区という状況となっております。

○**斉藤信委員** 都道府県レベルで賃金条項が盛り込まれていないというところに、私は限界と問題点があると思います。例えば政令指定都市の川崎市、相模原市など岩手県より人口が多いところでやっているのです。全国でやっていないからやらないではなく、岩手県が先駆的に盛り込むぐらいのことをやらなかったら、何のための幸福かということになると思いますよ。県が締結する契約に関する条例の基本理念に、適正な労働条件の確保とあるでしょう。適正な労働条件が確保されていないことを、私は建設労働者を一つの例にして具体的に指摘をした。県が締結する条例の基本理念からいっても、適正な労働条件の確保をどうやって実現していくのか。既に全国の実例があるとすれば、それを盛り込むというのが当然ではないのか。

あと、委託関係は低額で落札する例が岩手県でもかなりありました。きちんとした基準、下限を示してやらないと、結局は業者とそこで働く労働者にしわ寄せが行くということになるのです。そういう意味で、岩手県が発注する事業でワーキングプアをつくってはならないという立場が大切ではないかと思いますが、政令指定都市の賃金条項の中身と県の条例の理念、それを実現するために、岩手県が幸福をキーワードに今こそ踏み込んだ見直しをするべきだと思いますが、いかがですか。

○**八重樫雇用対策・労働室長** 斉藤信委員から御指摘ありました点につきましては、審議会の場もそうですし、今年度に労働問題懇談会を実施しております、その際に岩手県建設労働組合の会長も御出席し、建設業協会からも代表者が出席していきまして、多々いろいろ議論がありました。組合からは、斉藤信委員がおっしゃったような御指摘もありました。そういったものも審議会の場で、情報共有をしております、先ほど四つの論点をお示ししましたが、第 2 回目では、その中にきちんと賃金条項、下限額の件も入れまして、あとは区と言うと東京都目黒区の先進事例なども審議会で共有して、そういったことを研究しております。その中で、どういう議論があるかというのは、次の審議会で十分協議いただいた上で議論をいただきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 目黒区の先進事例を詳しく紹介してください。

○**鎌田労働課長** 目黒区の調査結果でございますが、実際に目黒区に訪問し、時間をとっていただいて聞いております。目黒区自体、条例は平成 29 年 12 月 7 日に公布されまして、平成 30 年 10 月 1 日施行ということでお邪魔いたしました。それで、公契約の経緯につきましては、これまで自主的に外部有識者で構成されている入札監視委員会等を発端といたしまして、そういった議論を進めてきて、条例の制定に至ったというところでございます。

あと条例に係る措置規定ということで、岩手県の場合で言いますと、公契約の範囲というところですが、県と同じく一定金額を公契約の範囲として設定しております。

そして規制型の条例の内容につきましては、まず契約に関する法令の遵守に加えまして、報酬下限額以上の支払いを規定しております。そして違反があった場合は契約を解除する

ことができるという規定にしていると聞いております。そして、平成30年5月に審議会を開催いたしまして報酬の範囲について審議決定したということでございます。こちらがヒアリングした内容の概要です。

○**斉藤信委員** 何が先進かよく見えないのだけれども、目黒区は賃金条項を定めているのですか。

○**鎌田労働課長** 定めています。

○**斉藤信委員** 具体的にその賃金条項の中身を紹介しないと意味がないではないですか。

それで、岩手県、長野県あたりが同じ時期に制定され、契約に関する条例は、恐らく全国で県レベルでも1番、2番だったのですよね。先導的に条例を制定したのだから県レベルの公契約条例のレベルを決めるのは、岩手県だと思いますよ。スタートは理念条例だといっても、3年後の見直しで先進事例と言われる市区町村の中身を県で盛り込むと。さすが幸福をキーワードにした岩手県だと私はなると思いますよ。残念ながら、岩手県の理念条例が県レベルの条例のベースになってしまったと思うのです。市区町村では賃金条項を定めているのが、ある意味多いですよ。そして実効性を持たせているし、人口レベルでは岩手を超えるような規模の政令指定都市でも実施しています。私は今こそ岩手県が踏み込むべきだと思いますが、具体的な中身は、課長から答弁してください。

部長に、全国に先駆けて県レベルの公契約条例を制定した岩手が、全国では既に効果を発揮している賃金条項を盛り込んだら、さらに全国の県レベルの取り組みを引き上げ、発展させる大きな岩手の原動力になるのではないかと。幸福をキーワードにした岩手県でこそ、そこに踏み込むべきではないかと思いますが、部長にお聞きします。

○**鎌田労働課長** 先ほど目黒区のお話があったので、目黒区の例で賃金下限額の定め方を補足させていただきます。

工事、製造につきましては、公共工事設計労働単価を勘案して決定される金額とされております。委託等につきましては、職員給与条例に定められた額を勘案して決めるとされております。

あと、県レベルでの制定状況というお尋ねかと思えます。現在岩手県のほかに奈良県、愛知県、沖縄県、岐阜県、長野県で制定しておりまして、いずれも賃金条項は規定されておらず、いずれも斉藤信委員お話しになった理念型条例であります。最も早い時期に制定された長野県が平成26年3月に公布されまして、その次が奈良県、岩手県ということで、全国で3番目のスタートというところで、設定時の検討におきましては、長野県、奈良県も参考にさせていただいて検討したという状況となっております。

○**戸館商工労働観光部長** 賃金条項に関してでありますけれども、これは労使初めさまざま意見があるところでありまして、この条例が制定された際にもいろんな意見があつて、まとまり切らずに条例の中には盛り込まれずに、3年間の施行状況を見ながら、改めて検討とされていたものであります。

最低賃金制度がある上に、さらにこの条例で下限額を設けるということでもありますので、

一方では労使によって賃金は定められるべきだという原則的な御意見をお持ちの方もいらっしゃるし、労働条件を向上させて、斉藤信委員がおっしゃるように人材の確保につなげていくべきだという御意見もあることは承知しております。

さまざまな意見がありますので、この条例に基づいて設置された審議会において、今議論がされているところでありますし、ある意味労働政策的な意味に加えて経済政策的な意味合いが非常に強くなってくると思いますので、審議会においてしっかりと議論していただいた上で県としての判断をしてまいりたいと考えております。

**○斉藤信委員** 例えば公共工事であれば、公共工事の設計労務単価で、いわば事業の設計単価が決まります。本来なら設計労務単価で人件費を払うのが基本です。それが5割前後にとどまっている。だから、これを7割だ、8割だと設定しても、それ以上の設計労務単価で積算されているのだから企業は本来損をしないのです。だから、これは本来労使が対決する問題ではなく、誤解なのです。また、そういうふうにしてこそ、下請や末端で働く労働者の待遇が改善されて、消費に回って、地域経済が潤うのです。そして、建設労働者の確保にも大きく力になっていくというのが本来の関係です。だから私は、労使の誤解を解く徹底した審議を求めると同時に、意見がまとまらないから改善できなかったとならないように、県がそれなりのリーダーシップをとって、見直しにぜひ踏み出していただきたい。これを求めて私の質問を終わります。

**○高橋孝眞委員** 昨日、本会議で公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会からの要請がございました。シルバー人材センター事業推進のため必要な補助金の増額並びに岩手県としてシルバー人材センター連合会特別会員への入会についての要望ということであります。今までシルバー人材センターに補助金を出しているわけですがけれども、これは県としてはどういうことをシルバー人材センターに期待をして補助をしているのかということと、補助金は今年度はどの程度の金額で、来年度は増額を考えているのかについて教えていただきたいと思います。

**○西野雇用対策課長** シルバー人材センター連合会補助金へのお尋ねでございます。御案内のとおりシルバー人材センターは、高齢者の増に伴いまして働く機会の提供を通じて高齢者の方々の生きがいの創出でありますとか、健康の増進ということに大きな役割を果たしております。岩手県でも大体7,000人ぐらいの会員がいらっしゃると思います。

昨日、本会議で部長から答弁させていただいたとおり、高齢者の就業率、有業率も高まっております。さまざまな形で働くことを希望している高齢者がおります。ただ、高齢者の方々において、御家族の介護でありますとか御自身の健康というようなさまざまな事情があつて、一律な働き方はできないというところで、多様な働き方の機会を提供する団体としてシルバー人材センターは重要な役割を果たしており、その円滑な運営を目的としたしまして、県としても補助金を出しております。

その補助金の額でございますが、平成30年度に関しましては942万4,000円になってお

ります。これに関しましては、平成 28 年度、910 万 7,400 円だったのですが、増額させていただいて 942 万 4,000 円ということで、来年度も同額の補助を平成 31 年度予算案に計上させていただいております。

○高橋孝眞委員 福祉の関係、高齢者の福祉ということもありますし、今の労働力不足、特に農業は非常に労働力が不足していました。私もシルバー人材センターを活用して仕事をしていただいています。そういう意味合いでは、若干法律もこれから変わるという内容でもありますが、今回、増額要望がありました。自分が働ける時間に働ける場所をとということもありましたし、そういう意味合いで、どういう理由の増額を要望しているのかよくわかりませんが、いずれ要望に沿ってできるだけ対応していただければと思います。

シルバー人材センターは、今いろんな面で仕事をしていると思いますけれども、まずは農業の部分とか、農業以外の介護なりもあるかもしれませんけれども、その分野ごとにはどういう割合なのかについて教えていただければと思います。

○西野雇用対策課長 シルバー人材センターの業務については請負、委任、派遣、職業紹介という四つのスタイルのさまざまな分野の業務がございます。業種の分野などのデータは持ち合わせておりませんが、県内のシルバー人材センターに多く寄せられているニーズは、清掃分野の業務、小売業の販売員としての職業のような部分の要望が多いとお聞きしております。先ほど委員からの御指摘がありました法改正によりさまざま変わっているところで、業務拡大が一部できるようになっております。シルバー人材センターは従来、臨時、短期、軽易な業務ということで、おおむね週に 10 時間程度までというものだったのが、労働力不足ということもありまして、業種、職種を絞って、週 40 時間まで拡大できることとなっております。そこに対して、先ほどおっしゃっていたとおり、岩手県のシルバー人材センター連合会でも、業務拡大を考えておりまして、ニーズの高い、先ほど申し上げました清掃の部分、販売という部分での拡大を要望いただいております。

○高橋孝眞委員 いずれ補助金を出しているわけですから、ある程度きっちりと、どういう内容でどういう仕事をされているのか、把握をして、そして対応してほしいと思いますし、そのことによって増額すればいいのかどうかということも出てくると思うのです。そういう意味合いで、今後考えていただければとお願いしております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 11 款災害復旧費、第 6 項教育施設災害復旧費及び第 2 項第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費、第 11 款災害復旧費、第 6 項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）について御説明を申し上げます。議案（その 3）の 8 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは 10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、下の 9 ページでございますが、11 款災害復旧費のうち 6 項教育施設災害復旧費でございますが、これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正でございます、全体として 29 億 3,700 万円余を減額しようとするものでございます。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げについては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の 185 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち、上から五つ目以降の被災幼児就園支援事業費補助から被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助の 3 事業につきましては市町村事業の計画変更に伴い所要額を補正しようとするものでございます。

次の 186 ページをお開き願います。3 目教職員人事費のうち児童手当、その下の退職手当は、受給者数及び退職職員数の確定見込みによりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

下の 187 ページでございますが、4 目教育指導費のうち、上から四つ目の児童生徒健全育成推進費につきましては、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫補助事業の確定等によりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、189 ページをお開き願います。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、次のページの 190 ページに参りまして、3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費は、それぞれ教職員給与費の確定見込み等によりまして所要額を補正しようとするものでございます。

2 目学校管理費のうち、上から二つ目の設備整備費につきましては、生徒等の熱中症対策のため、県立一関第一高等学校附属中学校の普通教室等への冷房設備を整備するための経費を補正しようとするものでございます。

下の 191 ページに参りまして、4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員給与費の確定見込み等によりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次の 192 ページ、4 目教育振興費のうち、下の 193 ページに参りまして、上から三つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費及びその下の奨学のための給付金支給事業費につきましては、対象生徒数の確定等に伴いまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、5 目学校建設費の一つ目、校舎建設事業費につきましては、老朽化した県立久慈高等学校及び県立福岡工業高等学校の耐震改築工事の契約額の確定に伴いまして、所要額

を補正しようとするものでございます。一つ飛びまして、校舎大規模改造事業費につきましては、県立盛岡南高等学校の大規模改造工事など、契約額の確定に伴いまして所要額を補正しようとするものでございます。

次に 195 ページに参りまして、5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費のうち、三つ目の施設整備費につきましては、児童生徒等の熱中症対策のため、特別支援学校の普通教室等へ冷房設備を整備するほか、県立釜石祥雲支援学校の移転整備に係ります設計の契約額の確定に伴いまして、所要額を補正しようとするものでございます。

197 ページをお開き願います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち、上から九つ目の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村事業等の確定見込みによりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次の 198 ページをお開き願います。2 目文化財保護費の文化財保護推進費につきましては、指定文化財の修復や整理に要する経費などの確定見込みによる補正でございまして、一番下の埋蔵文化財センター施設整備費につきましては、非常用自家発電設備の改修工事に要する経費を補正しようとするものでございます。

200 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の上から三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づきます県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによりまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、ページを飛んでいただきまして、212 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費の 1 目学校施設災害復旧費及び 2 目体育施設災害復旧費でございますが、県立高田高等学校の教員住宅等及び県立野外活動センターの災害復旧工事につきまして、それぞれ契約額、用地購入費等の確定に伴いまして、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 3）に戻っていただきまして、21 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正追加の表中、教育委員会の所管分は、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 5 項特別支援学校費までの 7 事業、12 億 7,999 万円及び次の 22 ページに参りまして、11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費の 4 億 2,937 万 7,000 円でございます。これらの繰越事業につきましては、総合教育センターの電気室高圧機更新工事、県立野外活動センター移転復旧整備等につきまして、計画調整に不測の日数を要したことなどによりまして、平成 31 年度に繰り越しして執行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 1 件だけ質問させていただきます。今回学校管理費の設備整備費という形の中で、冷房設備を県立一関第一高等学校附属中学校や特別支援学校の普通学級に設置するということで予算計上されております。この部分につきましては国の方針を受けて、

そうした補助事業という形の中で、県内の小学校、中学校全部に冷房設備をつけるという方針で進められてきたものと思っておりますが、特別支援学校はわかりますけれども、一関第一高等学校附属中学校だけが先になったことの理由と、それからほかの学校はどのようにしていくのかについてお伺いします。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 国の臨時特例交付金を活用した各学校への冷房設備の整備でございますけれども、一関第一高等学校附属中学校につきましては、国の特例交付金といたしまして、教室 16 室分の交付決定を受けております。このほか臨時特例交付金の活用とは別に、保健室と職員室に県単独事業で整備するための予算案を今回提案させていただいております。

次に、特別支援学校につきましては国の臨時特例交付金として 13 校の校舎 699 室、寄宿舎 287 室分の交付決定を受けております。対象校は、釜石市定内地区から同市平田地区に移転予定の釜石祥雲支援学校を除き、来年度開校する盛岡ひがし支援学校への設置を計画しております。

○郷右近浩委員 今御説明いただいた部分なのですが、一関第一高等学校附属中学校の普通教室への設置と、また保健室とかいろんな部屋の部分の予算は、これは別建てで、例えば普通教室の部分が今回の交付金対象になっていて、違う教室の部分は県単費でやるという形なのかというのが 1 点。そもそも、なぜ今回の補正予算の計上で、一関第一高等学校附属中学校だけになって、県内のほかの中学校及び小学校は今回の補正という形にならなかったのかについてお知らせいただきたいと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 一関第一高等学校附属中学校につきましては、教室 16 室分が国の臨時特例交付金を活用して整備するものでございまして、保健室と職員室につきましては県単独事業で整備するための予算案を今回提案させていただいております。

それから市町村立学校につきましては国からの法定受託事務で、手続については県教育委員会を経由いたしますけれども、予算につきましては、直接国から市町村に交付されるものでございますので、県の予算には計上されていないというところでございます。

○郷右近浩委員 直接市町村ということは理解しました。そこで、今回の交付金の内容は、普通教室以外の部分も、本来であれば全てにつけてほしいと思いますが、例えば県として国に対してのやりとりといったものはあるのかどうか。あわせて、今回は、国の交付金の要望自体が小中学校になっておりますけれども、高校の現場においても、同じく大変な状況になっているという中であって、そうした部分については、国ではどのような考え方になっているのか。そして、県から何か働きかけをしているのかについてもお知らせいただければと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 一関第一高等学校附属中学校の教室でございますけれども、これは先ほど教室 16 室分ということで御答弁させていただきましたが、教室の種類に分けますと普通教室が 8 室分、特別教室が 8 室分でございます。

それから、市町村立小中学校の状況を見ますと、普通教室が 3,920 室、それから特別教

室が 752 室分で国の交付決定を受けております。これは国の第 1 次補正予算案が国会を通過した後、今回の臨時特例交付金では、まず普通教室を優先するという文部科学省の方針が伝えられましたので、それを県教育委員会といたしましても各市町村に伝達していたところでございますが、市町村の中では普通教室以外の特別教室についても、一応要望を出したところがありまして、結果的には要望を出した市町村の特別教室についても、今回交付決定を受けているという状況になっております。

続きまして、高校の関係でございます。県立高校への国の補助でございますけれども、公立高校のエアコン設置につきましては、文部科学省では地方公共団体の一般財源で実施することとされているという立場でございますが、これは平成 17 年度、平成 18 年度にかけて行われた国から地方への税源移譲などの経緯を踏まえたものであると認識しております。引き続き全国都道府県教育委員会連合会などを通じまして、地方財政措置の拡充を要望してまいりたいと考えております。

○高橋教育長 今国に対する要望といたしまして、課長から都道府県教育委員会連合会という話がありましたけれども、これは昨年、一昨年の災害とも言われるような猛暑を受けまして、全国知事会、それから岩手県単独でも国に対して強く要望してまいりました。そして、教育委員会連合会とも一緒に行き、また個別にも要望してまいりました。

そういう中で、今回は義務教育学校と小中学校、特別支援学校が対象ということで臨時特例交付金の仕組みがつけられたということです。それ以外の高等学校につきましては、三位一体改革の中で一般財源化されたということで、都道府県の単独事業となりますが、膨大なコストがかかるということで、地方財政措置での手当てについて強く要望しております。

ただ、今回の国の地方財政対策に盛り込まれなかったということでございまして、これはしっかりと進めていく必要があると思いますので、財源的にしっかりするためにも、今後とも国に対して強く要望しつつ、また県としても現実的にどういう対応ができるか。来年度の当初予算案におきまして、県立学校の夏期講習に使用する教室でありますとか保健室、これについての予算を計上させていただいておりますので、今後具体的に教室も含めてどのように進めていくかはできる限り早期に実現するように努力していきたいと思っております。

○郷右近浩委員 補正予算からちょっとずれてしまっている感はあるのですが、この際をやらないので、このまま聞かせていただきたいと思っております。

小中学校の部分はわかりましたし、普通教室が 3,920 室、特別教室が 752 室ということで、子供たちが安心してちゃんと勉強でき、親も安心して学校に出せるような環境を整えてきたと思います。これについては新しく建てた学校は逆に気密性がよく、煙突効果で夏場の上の階は 37 度、38 度が当たり前で、立っていることもできず、先生方が 2 時間目でめまいを起こすなどという、先生方、子供たちも非常に苛酷な状況の中でやってこられたとお聞きしておりますので、まず一つの成果としてはよかったのかと思います。

そうした中で、高校の部分でも、設置に向けて頑張っていたきたいわけでありませけれども、三位一体改革による税源移譲がしっかりなされて、そのお金で何とかというのであれば、現在の高校の普通教室で言うと、岩手県内に、何クラスあって、そして特別教室を合わせて例えばどのぐらいのものを整備しなければいけない、だとすると県として整備するのであれば、どのぐらいかかるという見込みになっているのかお知らせいただければと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 県立高等学校についてでございますけれども、今年度末の見込みのデータで申し上げますと、普通教室のいわゆる保有室数 812 室、それに対して今年度末見込みの設置室数が 38 室で、設置率が 4.7%となります。それから特別教室につきましては、今年度末見込みでありますけれども、保有室数 2,306 室に対しまして、設置室数が 304 室で、設置率は 13.2%ということで見込んでおります。

来年度におきましては、ただいまは教室の話を申し上げましたけれども、管理諸室の中でも、いわゆる熱中症対策として必要な保健室につきましても、依然として未整備がございます。したがって、来年度におきましては保健室における未設置の解消、それから設置率が低い学校の夏期課外学習室について重点的に進めることといたしまして、当初予算案におきまして関係経費を盛り込んだ予算を提案させていただいております。

高等学校につきましては、今後教室を初め保健室以外の管理諸室などの現状を踏まえた優先度合いを各学校と調整するとともに、県による地方財政措置の動向などを踏まえながら、整備計画をできる限り早く策定いたしまして、一層の整備充実に取り組んでまいりたいと考えています。

事業費の見込みでございますけれども、国の今回の基準単価、1 平方メートル当たり 2 万 4,800 円をもとに工事費を試算いたしますと、概算でございますが、普通教室およそ 790 室への設置におよそ 13 億円、それから職員室などおよそ 200 室への設置におよそ 3 億円が必要でございます、さらに全ての特別教室も含めた形ということになりますと、国の基準単価だけで計算した場合でも、およそ 50 億円が必要という試算をしております。

○郷右近浩委員 1 平方メートル当たり 2 万 4,800 円が適切なのか。そもそも今回の一関第一高等学校附属中学校の教室を見たとき、単価的にどうなのだろうとは思って拝見させていただいていました。もちろん国の基準単価に対して何も言うものではないですけれども、そういった意味でも交付金措置がされる中での基準単価ですから、例えば県が単独でやると、今回の交付金対象外であったり、さらには高校の部分で県がやるとなった場合、親からすれば、普通の家庭用の何とか電気で売っているようなもので十分だから、つけてくれというのが正直なところですよ。そうしたものを考えたときに何が必要かということで、例えば財源より、そうしたものを国に求めていって、その間何年も何年もかかっていくという財源をどうしても求めなければいけないものなのか。それとも、どっちにしても交付金措置がされるにしても、手出ししなければならぬ部分を見ると、県としていろんな形の中で一日でも早く、ことしの生徒からちゃんと対処すると考えれば、そうしたときに

はどういう形でつけられるかといった、市販のものなりという判断もできようかとは思うのですけれども、そうした部分についての検討や、考え方についてはどのような御所見をお持ちか、教育長にお伺いします。

○高橋教育長 今回臨時特例交付金を導入する場合にあっては、これは国の基準単価をもとに積算して、申請するということになりますけれども、教室というのは一般的な家庭とは規模が違うということもありますし、数が多いということで、エアコンの機械だけではなくて変圧器、キュービクルとか、周辺の工事も必要になるということで、手厚い支援を国では組んでくれたと思っております。

実際、市町村も、一部の市を除きまして、ほとんどが導入するということになりましたけれども、おおよそ全体の事業費の7割方が交付金もしくは裏財源となる起債に対して、今年度交付税としてバックされるということで、地元負担が大体3割ぐらいで済むという大きな財政支援があります。こういうタイミングを捉えて、しっかりしたものを整備するというのも一つの考え方であろうかと思えます。

一方で、一般財源化された県立高等学校でございますけれども、これは国に対して強く要望していくということでございますが、実現にお時間がかかるという場合には、現実的な対応ということもまた必要であろうと思っております。他県では家庭用エアコンでまずやってみるといふところも出てきております。とりあえず今年度は補正予算におきまして特別支援学校、市町村立学校を重点的に進めつつ、保健室、夏期講習室から踏み出して、その次の段階で教室にいき、他県の動きも勉強させていただきながら、独自にもその辺をしっかりと検討した上で、一步でも前に進めたいと思っております。

これに対しては、単にお金だけの話ではなくて、保護者を含めPTA等、学校ももちろんそうですけれども、強い要望がございますので、何とかこれをしっかりと前に進めるようにやっていきたい。例えばいただきましたその御意見も十分踏まえさせていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 関連して、県単で保健室と職員室にクーラーを設置するという話でしたか。一関第一高等学校附属中学校で普通教室以外は県単でという意味ですか。県立学校は何も入らないということですか。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 県立学校のうち特別支援学校につきましては、今回補正予算案で御提案申し上げているところであり、県立の高等学校につきましては、来年度の当初予算案で未設置である保健室の解消と、設置率が低い学校の夏期課外学習室に重点的に整備を進めるということで、保健室と夏期課外学習室へのエアコン設置経費を盛り込んだ当初予算案を提案させていただいております。

○斉藤信委員 185 ページですけれども、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費の実績と、今年度から大学院進学も対象になったと思っておりますけれども、その実績はどうなっていますか。

○鈴木特命参事兼企画課長 いわて学び希望基金を活用した奨学金でございますけれども、

今年度の給付者数が小学生 75 名、中学生 71 名、高校生 101 名、大学生 87 名、専門学校生 25 名、今年度から新設しました大学院生につきましては 6 名で、計 365 名に奨学金を給付しております。また、一時金でございますけれども、今年度の実績が 167 名でございます。

○**斉藤信委員** 次に、186 ページの部活動指導員配置事業費補助は 977 万円が減額となっておりますが、今年度の配置状況、来年度の見込みを示してください。

○**荒木田保健体育課総括課長** 今年度の部活動指導員の配置の状況でございますが、今年度は市町村の中学校に対しまして 13 校、13 名配置しております。県立学校につきましては、一関第一高等学校附属中学校を含めまして 24 校、28 名を配置しております。なお、来年度につきましては、中学校 157 校、全校に 1 人を配置するような計画で進めております。あと、高校につきましては、31 名を配置する計画で進めておるところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、県立学校は 31 名というと、28 名から全然ふえないということですか。

○**荒木田保健体育課総括課長** 今年度並みの配置で計画しようということでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、部活動が教員の超過勤務の大きな要因になっているけれども、なかなか改善に結びつくような状況ではないと。ここは、それだけにとどめておきます。

次に、191 ページの高等学校教育改革推進費は高校再編の検討会も入り、一回りしたと思えますけれども、後期の高校再編にかかわる地域、ブロックごとの検討会議の主な意見、特徴はどうなっていますか。

○**藤澤高校改革課長** 後期計画の策定に向けた検討会議でございますが、昨年末から開催しておりまして、県内 9 ブロック、10 カ所で開催いたしました。さまざまな意見が出ている中から御紹介しますと、小規模校のあり方といいますか、教育環境の充実、あとは地域の人材育成という視点で高校再編を考えてほしいでありますとか、あとは現在も行われているのですけれども、地域の魅力づくり、高校の魅力づくりのために市町村と一緒にあって高校の魅力向上を図ってほしいという御意見があったところがございます。

○**斉藤信委員** これから高校入試が行われて、受験者数も出されて、なかなか厳しい学校の状況もあるようですけれども、高校のあり方というのは市町村を含めて、今までにない規模でいろんな議論がされてきたと私は思います。市町村長による会もつくられ、我々にも声をかけられて、いろいろな学習会も開催されております。そういう点でいけば、今までになく私は真剣な議論になっているのではないかと思います。まだ 1 巡目ですから、今後も慎重にというか、よく地域の声を聞いて、また地域のあるべき高校の姿が共有できるように、やっていただきたい。

次は、193 ページですけれども、奨学のための給付金支給事業費は 7,438 万余の減額になっております。前もそうでしたけれども、せっかくこういう事業費が予算化されても使い残っており、私は、活用したい生徒、対象者はいると思うのです。なぜ使い切れない状況になっているのか。その実態と問題点を示してください。

○**鈴木特命参事兼企画課長** 奨学のための給付金支給事業費の関係でございますけれども、

当初予算におきましては予算を確保するという意味合いもありまして、過去2年間の平均支給者数で算定しておりますけれども、生徒数が減少しておりますので、予算で積算したものよりは実際には受給者数が少なくなるといったことで、今回も給付者数が確定したことでの減額の補正でございます。

現場でどう運用をしているかですけれども、別の制度である、子育て支援金、授業料支援金で、所得を把握しており、この給付金が対象となる御家庭につきましては学校で把握しておりますので、申請がない御家庭については、何度か、まだ出ておりませんよというやりとりもさせていただいて、できるだけ申請していただくように丁寧に対応させていただいております。

○**斉藤信委員** 私が前にも聞いておりましたが、前回は使い残しています。それは、条件が厳しいからなのです。せつかくの低所得者の高校生に給付するという事業なのです。制度と条件と実績を示してください。

○**鈴木特命参事兼企画課長** 制度の概要でございますけれども、授業料以外の教育費負担を軽減するという目的で、高校生等がいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を給付するというものでございまして、授業料以外の教育費というのが教科書、教材費で、学用品で、通学用品、教科外活動費、生徒会費、PTA会費等々でございます。支給要件は、生活保護受給世帯、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯で、高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門校の1年生から3年生まで、専修学校の高等課程等に在籍している者であって、さらに保護者、親権者等が岩手県内に居住していることが支給要件となっております。

給付実績でございますけれども、今年度につきましては3,782名の方に給付する見込みでございます。

○**斉藤信委員** これは実質義務教育の場合には就学援助という制度があつて、恐らくこれに準じて高校生までということになるのだと思います。私はこういう制度を活用することが必要だと思います。就学援助対象者は、恐らく高校生でもこの対象になると思うので、そういう形で活用されているかどうかはどうですか。

○**鈴木特命参事兼企画課長** 先ほども申し上げましたとおりでございますが、対象者につきましては学校で把握しており、申請が出てこない場合には、制度の対象になりますよということでお声がけをさせていただいております。それで出てくる子供も出てくるということでございますけれども、中には手続が面倒くさいとか、そんなに困っていないということで、まれに申請されない方も何名かはいらっしゃるという実態ということを、学校の現場からは聞いております。

○**斉藤信委員** 子供の貧困対策は、国の一つの課題であり、経済の課題でもあるし、その一つの重要な事業が就学援助であり、高校でいけばこの事業だと思うのです。ただ、この制度の問題は何かというと、就学援助もそうですが申請主義ということ。対象者に行き渡らないので申請しない。私はいつも就学援助を紹介しているのだけれども、沖縄県は

テレビコマーシャルまでやっているのです。一番貧困率の高い沖縄で、対象となる人が申請していない。困っている人ほど情報がないのです。情報が伝わらないというのが貧困の特徴なのです。ですから、私はそういう意味で、ぜひこの対象となるべき生徒、家庭が制度を活用できるよう徹底していただきたい。

次に、学び直しへの支援事業費は44万7,000円の減額でありますけれども、これはどういう事業なのでしょう。

○山本予算財務課長 学び直しへの支援事業費でございますけれども、こちらにつきましては就学支援金事業がございますが、一旦、高校を退学し、高校に再入学をした方に対して標準の就業年限を超えた場合であっても、最長2年まで授業料の分の交付金を国から受け、それを授業料に充当するという制度であります。

○斉藤信委員 どのぐらいの生徒が活用していますか。

○山本予算財務課長 平成30年度で全日制が2名、定時制が7名、通信制が24名活用しております。

○斉藤信委員 高校中退とか結構数がありますので、こういう事業があるのであれば、きちんとフォローしていくということを求めたい。今の実績を聞くと、少ないのではないかという感じがします。

次に、193ページの校舎建設事業費についてお聞きします。本会議の答弁であったのですが、県立福岡工業高校はCLTを活用して校舎を整備するという話でありましたが、その中身をお知らせください。また、県立久慈高校の場合には、木材の活用というのはどうなっているのか。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 福岡工業高校の耐震改築につきましては、国の計画による基準に対しまして、木造で改築するという事で進めております。CLT、いわゆる直交集成材の使用でございますけれども、直交集成材につきましては階段壁面に4.17立法メートルの使用を計画しております。

それから、久慈高校の耐震改築でございますけれども、こちらにつきましては鉄筋コンクリートづくりということでございますけれども、内装につきましてはできる限り木質化を図っております。

○斉藤信委員 福岡工業は全体が木造の改築で、その中でCLTを4カ所、4壁面ということか。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 階段部分の4.17立法メートルです。

○斉藤信委員 部分的にCLTが使用されるということですか。わかりました。

197ページの学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費も減額の補正なのですけれども、取り組みの状況はどうなっていますか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 事業の目的でございますが、被災地の地域コミュニティの再生、維持向上を目指すということで、大きく四つの柱で取り組んでおります。1点目は家庭教育の支援、研修機会を提供したり人材育成に努めたりということ。2点目

は、安全安心な居場所づくりということで放課後子ども教室の設置。三つ目の柱は、地域との連携協働を進めるという意味で、地域学校協働、学校支援活動の充実に向けた事業。4点目は、沿岸被災地に特化した沿岸被災地域への中高生の学習支援、あるいは地域交流の促進。以上、四つの柱で展開しております。

○**斉藤信委員** 今年度の実績はまだ見通し、見込みだと思えますけれども、それぞれ四つの柱でどれだけの取り組みがなされていますか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** まだ実績が確定になっておりませんので、今年度の計画値の数値でございますが、家庭教育支援につきましては、県内で 205 の講座が展開されております。放課後子ども教室につきましては、県内 106 の教室が設置されております。地域学校協働も本部の取り組みでございますが、地域学校協働の本部を 61 カ所設置し、それがカバーされる学校が 124 校ということで、前年度よりふえております。沿岸被災地の支援でございますが、移動こども図書館の取り組みが 44 カ所、学習支援が 13 カ所という実績になっております。

加えまして、放課後子ども教室の参加者数の計画値でございますが、参加者数は延べ平日 21 万人、土日 1 万 6,000 人、合わせて 22 万 8,000 人程度の参加を見込んで取り組まれております。

○**斉藤信委員** 今の答弁だと、これは被災地に限らないでやられているということなのですか。この事業の名称は、被災地の地域コミュニティ再生支援事業費になっているけれども、沿岸被災地だけではなくて県内での取り組みとなっているのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 本事業のいわゆる被災者支援交付金事業でございますが、沿岸被災地市町村だけではなくて、みなし仮設住宅等が置かれている市町村も対象としておりまして、その部分では内陸にも展開されています。

○**城内よしこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしこ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 113 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。



○佐藤特命参事兼学校施設課長 県が管理する道路の設置または管理に関する事故におきましては、法律上、県の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき500万円を超えないものの額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関することについては専決処分事項ということで指定され、専決処分の上で議会に御報告させていただいているところでございますけれども、本事案につきましては、学校の敷地内で発生したものでございますので、現行法の規定の専決処分には当たらないものということで、今回議案として提案させていただいております。

○斉藤信委員 制度的にはそうかもしれないけれども、例えば契約案件は県議会にかかる額が5億円以上とかあるわけだよね。少額のものまで全部議会の議決が必要なのかというのは、もう少し額の基準があってもいいような気がするけれども、教育長、どういうものですか。

○高橋教育長 本県で専決処分が認められているのが道路管理瑕疵ということでございまして、それに該当しないということなのですけれども、ただいまありがたいお話を頂戴いたしました。これは、単に金額だけなのか、あと具体的な中身等も含めて考えるかどうかも含めまして、今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の審査を終わります。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、執行部から、盛岡一高損害賠償請求事件訴訟の控訴審判決の確定について発言を求められておりますので、これを許します。

○永井教職員課総括課長 盛岡一高損害賠償請求事件訴訟の控訴審判決の確定につきまして、お手元に配付いたしました資料により御説明します。

説明の趣旨であります。2月1日の控訴審判決につきまして、上告期限までに元生徒側、県の双方ともに上告の手続を行わなかったことにより、今月16日、判決が確定いたし

ましたので、改めてその概要及び今後の対応等について御説明しようとするものであります。

資料の項目の1でございます。控訴審判決の要旨についてであります。①は、県は元生徒に対し、金40万円及び遅延損害金を支払うこと、②、元生徒らのその他の請求はいずれも棄却すること、③、訴訟費用の負担などを主な内容とするものであります。

次に、2、上告しない理由についてであります。①でございます。教諭の行為と元生徒のPTSD罹患及び不登校との因果関係や、教諭による日常的な暴行等は認められず、県の主張がおおむね認められたこと、②でございます。①、元生徒本人に対する平手打ち、②、体育教官室での叱責等、③、元生徒を含む部員に対する言動についての違法性が認定されたところであり、これらについては資料点線内に記載いたしました理由のとおり、県側の証拠によりこれを覆すことが極めて困難であることや、県としても事実を認めていることなどから、上告し、違法性の存否を争うことは困難であると考えられること、③、上告審では、原則として事実認定を争うことができないことなどから、県代理人弁護士とも協議の上、検討した結果、上告の手続を行わないこととしたものであります。

3番の今後の対応についてであります。今後速やかに損害賠償金の支払い手続を進めてまいります。また、当該教諭に対する懲戒処分等の措置についても検討することとしています。

以上で本件訴訟の判決確定に関する説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑を含めて、この際何かありませんか。

○千葉進委員 教育委員会というのは、県庁のほかの部局と違うものだと私は認識しているわけですが、今回出されたもので総合教育会議が教育委員会ではなくなるということに対して非常に疑問を持っております。私もある団体の役員をしていたときには、何度か教育委員会の教育会議を傍聴したわけですが、教員の人たちは、出された資料をもとにいろんな形で話し合われ、しかも、教育ということに関して専門ではないにしても一定の識見を持った方々が集まって、教育委員会で用意した資料をもとにきちんと話し合われているというのを見てきました。

しかも、過去のことで言えば、国によって教育がいろんな面で動かされた時代があったということ考えたときに、やはり教育というのは行政、知事部局とは違った中で、国あるいは県も時勢に左右されず、本来の子供たちを育てるという形の教育ができるものと認識しているのですけれども、なぜ教育委員会から総合教育会議を移行していくのか、理由をお伺いしたい。

○鈴木特命参事兼企画課長 総合教育会議につきましては、法律で知事が主宰するとなっております。現在、総合教育会議は、知事から補助執行という形で教育委員会が事務を執行することになっております。

今回知事部局で総合教育会議の事務を所管することになりまして、本来知事が所管する

ということでございますので、教育委員会として特にというところとあれでございますけれども、そういうことでございます。

実際、事務的なことについてはどこでやるかというところになりますけれども、基本的には総合教育会議で知事と教育委員が議論をするということが重要かと思っております、そこについては、これまでと変わらないものと考えております。

○千葉進委員 教育基本法が変えられてから、さまざまなものに波紋を来しているわけがございます。確かに総合教育会議の位置づけは、知事となっています。ただ、やはり違うのではないのかと思います。教育委員会というのは、あくまでも知事と対峙する場面もあるかもしれない。あるいは知事に物申すかもしれない。あくまでも知事が招集して、こういうことを世に出したにしても、それに対してどんな形でも子供たちを守るために、教育が独立していなければいけないと思うわけです。

そういう中で、何らかの形で1年間話し合いがなされるとかという部分があったならば、その中で議論をいろんな方々とやれると思うのですが、今回は決定事項という形で出されて、話し合う時間も何もない状況です。安易に知事がそういうことを決めるので、教育委員会がそれでいいですということは違うのではないですか。そういった部分を私は言いたいのです。

特にそういう中で、いじめ問題、虐待などさまざまなものが出てきている。いろんな人たちの意見も聞かなければいけない。それが総合教育会議で話し合われるのだろうと思うのです。その際にはっきり言って申しわけないですけども、教育委員の中に、先ほど言ったとおり、識見はあるかもしれませんが教育の専門家ではない方々がほとんどで、そのときにどういう意見が言えるのか。第三者的な部分で見るとはならないですけども、教育ということを専門にやってきた人たちの意見を、職員を守るという立場で、教育委員会で動いてもらわなければいけない。

なおかつ、今回県がやったことによって、ほかの33の市町村の教育委員会はどのような形になっていくのか。総合教育会議になっていないところがあるのかもしれませんが、ほとんどなっていると思います。それぞれの首長が教育長を指名して、そのときに県がやったから右倣えで全部やるというような、それぞれの市町村の首長がどういうことをやるのかわからない。そういう面では、とめる部分をどう捉えているのかをもう一度確認させてください。

○鈴木特命参事兼企画課長 先ほどもお話ししたところですが、総合教育会議の中での議論につきましては、これまでも知事と教育委員の方々がそれぞれの意見を交換して、一定の方向性を出していこうという趣旨のものでございます。その過程で教育委員会側としての考えなりということはその場で、今までと同様にぶつけられるものだろうと考えております。

それから、市町村への影響でございますけれども、手元にデータがございませんので、正確な数字等をお話しできないのですけども、文部科学省で全国的な状況について調べ

た調査がございます。その中では、市町村で首長部局に事務局を持っているか、教育委員会で持っているか、補助執行させているかというところで見るときには、首長部局で持っているというところが多かったと承知しており、現在の市町村の状況はそういう状況であるということ、まずお答えしておきたいと思います。

○千葉進委員 わからないですね。幾ら何でも強行的に昔のような形でやられるということはないと思うのですけれども、今でも教育委員会というのは独立した機関としてしっかり残っているわけです。そして、資料は多分教育委員会でつくらざるを得ないと思うのですけれども、総合教育会議の事務局が教育委員会ではなくなることについては、さっき答弁で言ったとおり、全然論議が尽くされていない中で出されたということですが、教育長はどう考えているのか、お伺いします。

○高橋教育長 御案内のとおり、平成26年の法改正によりまして、総合教育会議が各地方公共団体に設けられるということで、平成27年4月から施行されております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の考え方で総合教育会議の役割ですが、教育委員会は執行機関としてこれまでの機能を残しながら、首長と教育委員会との連携を深めていくという観点で法改正がなされております。そういう中で、総合教育会議の設置でありますとか、教育長の直接任命制、それから教育長と教育委員長の役割の一体化というさまざまな見直しをなされ、平成27年の4月から新たな仕組みがスタートしております。

教育委員会の役割ですけれども、原点は戦前教育の反省から、教育は首長の意向に大きく左右されずに、子供たち、それから住民を見て、しっかりと教育という観点から責任を持って運営していくという役割が期待されていると認識しております。

この総合教育会議は、教育行政の全ての方向性を決定するような決定権があるということではなくて、首長と教育委員会を構成する教育長、それから教育委員との協議、調整の場とされております。

先ほど鈴木特命参事兼企画課長からも答弁がありましたけれども、法律の中で、この総合教育会議の主宰については首長で、その役割は県で言えば知事の権限ということに法律上位置づけられております。ということで、原則的には首長部局において総合教育会議の事務局を含めて設置することがスタンダードなやり方だということでございます。本県では教育委員会に補助執行という形で平成27年4月からスタートしていたのですけれども、全国的には、都道府県でいいますと7割ぐらいが首長部局に設置している実態もございません。

それから、教育は初等、中等教育のみならず高等教育、そして幼児教育も含めて、全体で岩手の人材を育てていくという観点で、もっと大きな議論をして岩手の未来に向かってしっかりやっっていこうという思いがあります。その中で、今年度まで、高等教育は政策地域部、それから初等、中等教育は教育委員会という所管になっていましたけれども、今般、知事部局の組織の見直しの中で学事担当課ができますので、そちらで一元的、一体的にや

ることとしています。

それは、全国的にもそういう流れが趨勢でございますので、これを教育委員会側から事務がとられたという意識ではなくて、首長が総合教育会議を主宰して、なおこれまで以上に責任を持つことによって、教育が県民に対して開かれた形になるという考え方があっていいのではないかと教育長たる私として考えを持っております。

今般の事務の所管をきっかけに、なお総合教育会議での議論をこれまで以上に活発化させながら、教育委員会で学校教育を所管している分を率直に御意見申し上げて、本県の学校教育を充実させていく転機にしたいと思っております。

○千葉進委員 納得できません。確かに知事が教育長を任命するという形にはなっていますし、そして教育長が今までの教育委員長の分も兼ねて総合教育会議ということでもいろいろ話し合う。それはそれであるとして、教育委員会は、教育委員会の会をつくってもいいのではないですか。教育について専門的にそこで話し合う、そしてその代表が総合教育会議に出るという形で、子供たちと教職員の意向をよりはっきりさせる。一つの政治に対して、特に今の国政を見たときに、子供たちから見て信用できないような人たちがやっている部分もあるわけです。その人たちに言われたことに対して、やっぱりノーと言いたい。そういう中で、ノーと言える場所がどこにあるのかとなったときに、教職員にとっては教育委員会に頼らざるを得ない部分だってあるわけです。とすれば、総合教育会議に対して、教育委員会の中にも総合教育会議と同じようなものがあるともいいと思う部分がありますが、多分ここは平行線でいこうと思っています。

ただ、先ほどから言っているように、行政の長の動きによって変えられていく教育になってほしくない。子供たち、教職員を守る、そういう教育委員会であってほしいだけに、今回のやり方というのは、話し合いの時間もなくやられたということで非常に憤りを禁じ得ませんし、まだまだ話はしていきたいと思っています。決められるにしても、その気持ちで今後ともやっていくつもりでいますけれども、もうちょっと時間が欲しかったということだけは言っておきたいと思います。

高橋教育長をどうのこうの言う気はありませんけれども、かつて教育委員長に教職員がなっていた部分があった、あるいは教育長にも教職員がなっていた時代があり、この行政の方々が教育長という形になってきて、ちょっと違うのではないかという部分もあったところを踏まえながらの発言もありますので、ぜひ今後とも教職員を、あるいは子供たちを守る、そういう意気込みだけは忘れないようにして努めてほしいと思います。また、詳しい部分は別な機会でもやりとりさせていただく予定です。

○高橋教育長 千葉進委員のお話を拝聴いたしましたけれども、御理解いただきたいのは、教育委員会の役割であるとか、権限は一切変わっていないということでございます。総合教育会議はあくまで協議、調整の場だということで、決定機関ではございませんので、それで本来的に教育委員会の果たす役割については、千葉進委員がおっしゃったようなことは、十分今後ともしっかりとやっていかなければならないということで、教育行政にはさ

さまざまな課題がございますので、さまざまな方との意見交換等も行いながら、そういう中で、本県の教育を未来に向かってさらに発展させるようにやっていくのが教育委員会の大きな役割だと思っておりますので、その点御了承いただければと思います。

○高橋孝眞委員 盛岡一高の損害賠償請求事件の裁判で訴えられた損害賠償の請求については、県及び教員に対して損害賠償請求されたということでありまして、最終的に判決は県が支払いをするということですが、先ほどの求償権の話もありますが、この判決の中で、教員に対して、連帯して支払いを命ずることにはならなかったのかどうか。その部分はどういう理由があったのかと感じます。そのことがきっちりしないと、求償権の問題はないのではないという感じがするのですけれども、それはどうなのか。

もう一つは、過去にこのような事件や訴訟があって、その際は教員に対してといたしますか、求償権等についてどういう対応をされてきたのか教えていただければと思います。そのときの判決は、やはり県だけだったのかということでもあります。

○永井教職員課総括課長 まず、今回の盛岡一高事件に関しての40万円の請求及び求償権の考え方についてのお尋ねでございます。まず、今回の訴訟については、委員御指摘のとおり、御案内のとおり、県及び当該教諭を被告として、裁判が進められてきたところでございますが、今般賠償として認められた40万円については、いわゆる国家賠償法の規定により請求があったものでございまして、国家賠償法の規定に基づきますと、当該責任を教諭本人ではなく、基幹である県に対して賠償が認められるという法的な構成になっていることから、今般の40万円の請求に対しては被告である県にということで、国家賠償法上の賠償額によるということで理解をしております。

それから、この40万円に関する部分についての当該教員への求償というお話をいただきました。今高橋孝眞委員から類似の事例というお話がございましたけれども、今回のような事案、非常に複雑な事案でございましたので、これに関する当該教諭への求償というようなケースが、いわゆる先例として認められるものというのは、なかなかこれは県の中でも探し得ないところがございますし、また全国でもこういう国家賠償事案につきましては、当該教員に対する求償権の行使というところでも、またさまざまなケースがあって、その求償権の行使をめぐる行政訴訟が起きていることもございます。

したがって、今回本人への求償権の行使につきましては、これはさまざまなケースを確認しながら、どのように求償権の行使をすべきか、するとすればどのような配慮を行うべきかということについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 国家賠償法はそういう意味合いでの判決ということになるのですか。それとも、その部分を含めての判決文ということなのかと思いますが、そこを一つお願いしたいと思います。

もう一つ、今後は県教育委員会に対し、謝罪と事件についての再調査を求める方針を示していると新聞で報道されておりますけれども、これについて、具体的に原告側から、何か報道されていることが現時点であるのか教えていただければと思います。

○永井教職員課総括課長 お尋ねのあった新聞報道にあった控訴人側の本件判決に関する県としての謝罪、それから再調査についてでございますけれども、現時点では特に代理人等を通じてそのような要請があったという報告は今のところ受けておりません。

それから、40万円の部分につきましては、これは学校の中での管理下の事件ということで、一般的に学校管理下の事案で、それに応じて起きた損害等については国家賠償法の適用ということで整理されていくのが通例であると考えておりまして、今回の判決もそのような考えのもとになされたと思っております。

○ハクセル美穂子委員 私からは、高校再編にも関連する事項かと思うのですが、教育委員会の皆さんも報道でもごらんになっていたかなと思うのですが、この間、厚生労働省から岩手県の医師不足の状況が打ち出されて、岩手県の医師不足、偏在が大変な状況にあるということは共通の認識になったかと思っております。

それで、医師を輩出するためのきちんとした、ある一定数の学力のある子供たちを育てることも非常に重要なポイントになってくるかと思っております。岩手県内から医師になる子を、医学部に進学させるということも念頭に置きながら、一関第一高等学校附属中学校の取り組みで、一定数の生徒を医学部に輩出している成果が出ていますので、そういった取り組みを県内の医師不足が深刻なエリアでやってみるといっても、将来的に、20年、30年後を考えると非常に有効なことではないかと思っております。

例えばですが、特に医師が不足している県北、沿岸部の高校を、中高一貫校にして、地元の優秀な子供たちが自宅から通えるようなエリアで、学力をしっかりと向上させて、そして医学部に進学するなどといった地域の貴重な人材を育成するような取り組みをぜひこれから考えていただきたいというのがあり、この際で質問させていただきました。

高校再編でも地域でどういう教育をやっていくのかということを考えていらっしゃると思いますので、その中でそういった意見も出ているのか。それとも、今現在いろんな意見を聞いた上で、今後の方向性として、そういったことも考えていらっしゃるのか。その辺のところの県教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○藤澤高校改革課長 中高一貫教育校についてのお尋ねでございます。高校再編計画の中にも中高一貫校について触れているところがございます。現状では一関第一高等学校附属中学校の例を一般質問でも取り上げていただいて答弁をさせていただいたところですが、ただ一関第一高等学校附属中学校の例で申し上げますと、次世代リーダーを育てたいということで、医師であるとか弁護士であるとか、専門職を育てるということで、平成21年度に併設型の中高一貫校をつくったということでございます。ちょうど今1期生が大学4年生を迎えておりまして、医学部に進学した生徒もいるわけでございますけれども、卒業して岩手に戻ってきて、地元への定着や、進学の実績等も見きわめてまいりたいというところでございます。

一方でそれに関連して、中山間地や沿岸部ということになりますと、要望の有無で申し上げますと、具体的に住田町からは、違う趣旨で中高一貫校の要望がございまして。特に沿

岸部、中山間地となりますと、もともとの生徒数が少ないということもあって、中高一貫校をつくるのが地元の義務教育中学校への影響などもありますし、そういったニーズが今のところは住田町以外の沿岸、中山間地から聞こえてはいないところですが、そういった必要性等も考慮しながら考えていかなければならないと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 今時点ではそこら辺までしか、また急にお話をした部分もありますが、一関第一高等学校附属中学校の取り組みは、まだ医師として戻ってはきていませんけれども、医学部に進学できる子をたくさん輩出してしまして、県土が広いので、それぞれの地域でリーダーとなってくれる人を輩出できる高校を俯瞰的に見て配置するという視点が重要になってくるのではないかと考えています。高校再編計画の中で、20年、30年、50年、100年後も見据えて、どんな人材がそのエリアにいてほしいのか勘案しながら、計画をぜひ考えていただきたい。これは要望ということで終わりますけれども、最後に教育長にお話を聞いて終わりたいと思います。

○**高橋教育長** 岩手の子供たちをこれからどう育てていくかということは、これは医師だけではなくて、さまざま分野で活躍できる人材を岩手の地で活躍していく、そしてまた中には日本をしょって立つ、それから世界的に羽ばたくという子供たちもいると思うのですけれども、多様な力を持った子供たち一人一人に個性があるわけで、障がいのある子供もいます。そういう子供たちの持つ能力をどんどん伸ばしていくことが極めて大事だと思っております。

そういう基本的な認識のもとで、今の岩手の大きな課題の一つである医師不足、地域偏在は大きな課題だと県教育委員会としても強く認識しております。

医師を確保していくためには、これから医師になろうとする子供たちを育成していくことも大事ですし、あとは医師の招聘とか、さまざまなことを講じながらやっていくことが大事だと思っております。

それで、教育委員会の責任で特にやらなければならない中で、取り組みをさせていただいたのが一関第一高等学校附属中学校でありますけれども、これは医学部進学ということは、何も一関第一高等学校附属中学校は一関第一高等学校に行って、そこで医師を養成して岩手の課題が解決するということだけではなくて、全体的に盛岡を中心にしながら、医師を養成しているのが主流になっており、より広く県内で育成しようということで、一関第一高等学校附属中学校をつくり、そして、高校に入って、外から入ってくる高校生たちと競い合いながら力を高めていってほしいということでスタートして、現在、そういう段階にあるということでございます。

それで、これから社会がどんどん変容していきますので、将来的な方向性はこうあるべきという考えを持つというのは、実は危険だと思っておりました。危険だというのは、沿岸部にそれはなかなか難しいと断定するという考えを持つのもどうかと思っていて、さまざまな可能性の中で考えてみるのが大事だと思っております。

ただ一方、それに踏み出すとなった場合に、本当に地域にとっていいのか、岩手県にと

っていいのか、また別の方向での手段を講じたほうがより効果的なのかどうか。これは、多面的に検討していかないと、一定の方向性でやりますというのは、今の段階ではなかなかそこまでは踏み込めないという事情は御理解いただきたいと思うのですけれども、いずれ本県の医師不足は極めて大きな課題でございますので、これは内陸部、沿岸部にかかわらず、岩手全体でそういう子供たちを進学ネットワーク事業という中で、医者になるために必要なのが、なりたいという意欲と、相当な学力ですので、しっかりそれを育むための環境というものをどうつくっていくか。これは、高校同士の連携ということも大事だと思います。進学ネットワーク事業で、これは一つの高校単位ではなくてまとまって、ダイレクトな連携等によってそういう意欲を高めるような事業もやっておりますので、どういう方法が最適なのかを含めて今後検討することが大事だと思っております。

○**斉藤信委員** 私は、先ほど報告された盛岡一高損害賠償事件の訴訟判決についてお聞きしたいと思います。この仙台高等裁判所での判決は、県にとって大変厳しい判決になったと思います。判決の内容、特に違法性が認定された三つの点があるわけですが、その判決文に示された具体的な内容を示してくれませんか。

○**永井教職員課総括課長** 今般の高裁判決において違法性が認められた部分についてのお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、これは平成21年11月上旬でございましたが、体育教官室での叱責がございました。これは、一審判決でも違法行為として認定されている部分でございましたけれども、今般の高裁判決におきましても、これらの言動は、教員としての裁量を逸脱した違法な行為であるという点が認定されております。

それから、2点目の平手打ちの部分でございますが、これは練習または試合において、控訴人の元生徒に平手打ちをしていた事実が認められ、違法であるという判決内容でございます。

それから、3点目でございますが、当該教諭の言動について、例で申し上げますと、多くのぼうであるとか、駄馬というような、元生徒を含め元部員に対して発せられた言葉は控訴人の元生徒に向けられたものでないとしても、部員全体の人格を否定するものであって、裁量を超えた違法な行為であるということの違法性が高裁判決では下されたところでございます。

○**斉藤信委員** 私は判決に基づいて正確にと言ったのだけれども、間違いではないけれども正確ではありませんでした。判決ではこうなっています。おまえのような人間が大人になると社会をだめにすると発言は、控訴人の人格を否定し、もしくはこれをおとしめるものであるから、指導としての域を超えるものであり、また、右手に持っていた鍵を壁に投げつけ、机をペンで何度かたたく行為は、感情のままになされたものにほかならないから、指導とはほど遠いものである。したがって、これらの言動は、教員としての裁量を逸脱した違法な行為である、これが第1点です。

第2点は、前述のとおり、被控訴人が、練習または試合において、控訴人の頬を平手打

ちしていた事実が認められる。控訴人の上記行為はその理由を問わず、許容されるものではない。したがって、被控訴人の上記行為は違法である、これが第2点で、今まで否定していた体罰が認められたのが高裁判決です。三つ目は若干紹介されました。駄馬がサラブレットに勝てるわけない、でくのぼう、おまえは駄馬だとどなりつけているが、このような言動は専ら控訴人に向けられたものではないとしても、控訴人を含む部員の人格を否定し、もしくはこれをおとしめるものであるから、教員としての裁量を超えた違法な行為であり、いわばこの3点が違法な行為として認定されて、一審の20万円から40万円という損害賠償請求の判決になったと。

私は、この控訴人からもお話をお聞きして、この場でもかなりリアルに取り上げてまいりました。残念だけれども、それが最終的に、裁判を通じて認定されるということになった。私この裁判の経過を通じて、この高裁判決というのは極めて重要だと思います。この教諭が学校の調査に対しても真実を語らなかつた。そして、裁判の過程でやっと全てではないけれども体罰を認めるようになってきたのです。

私は今後二重、三重に、この学校のあり方、教師のあり方が問われる裁判ではなかつたのかと思います。これだけ長期間にわたって争わなくてはならないような事件に本来すべきではなかつたと思います。この三つの違法行為の認定、そして裁判の経過を含めて、教育長はこの事件をどう受けとめておりますか、

○高橋教育長 今般の高裁判決につきましては、一審段階で違法だと認められた部分については県が控訴しないという判断をいたしまして、そしてそれについては争わなかつたという前提がございます。そして、控訴審における証人尋問等におきまして、当該原告に対しまして平手打ちをしたその蓋然性が高いということで、ほかの生徒に気合いを入れるつもりでやったということについては、これは当該教諭も一審段階で認めておりました。高裁としてそういう判断をされたということで、それに対する反論の証拠が準備できなかつたということで受け入れざるを得ないということ等もございます。

それから、高裁段階でさらに明らかになったことといたしましては、おまえのような者が社会をだめにするというような発言をした前提として、県外の練習試合に無断で欠席したことによって、他の生徒に迷惑をかけたということに対して叱責をした。その事実認定はされております。ただそういう状況の中でも、人格を否定するような発言は違法性があるということでもございました。

この判決については、しっかり真摯に受けとめなければならないし、重く受けとめなければならないと思っております。

それから、冒頭、永井教職員課総括課長からお話し申し上げましたとおり、それ以外の日常的な体罰であるとかPTSD等の罹患については明確に否定されて、これが二審の判決どおり決定いたしておりますので、それは県がしっかりと受けとめて再発防止、それから当該職員に対する責任の所在等をしっかりと果たすことが役割だと思っております。

いずれにしても、今回、裁判という形で決着することになったということについては、

我々県としても、議会の先生方にもいろいろ心配をおかけして、何とかその前に解決できないかというこれまでのプロセスもございます。それで何とかそちらのほうで解決できればよかったのですが、結果的にこういかにざるを得なかったということで、これは事実をしっかり向き合うということが大事だと思いますし、これをほかの学校の教職員に対しても、他山の石とすることなく、しっかり情報提供をした上で、再発がないように努力していかなければならないと考えております。

○**斉藤信委員** この判決の意味するものは何か。一つは、学校の調査が極めて不十分だった。教師の言い分を基本的にはうのみにした調査で対応してきたということも、私は反省すべき問題だと思います。

もう一つは、判決が確定した段階で、三つの違法性が指摘された。私は、ただちに控訴人に対して教育長が謝罪するということがあってしかるべきではないのかと。この2点はいかがですか。

○**高橋教育長** まず、この判決されたのがついこの間のございます。直接こちらのほうは申し入れを受けておりませんが、その背景等、PTSD等の罹患とか、根本的な問題が解決していないという強い気持ちを今持っております。今回の判決が出された部分について、県の責任とされた部分については、それはしっかりと謝罪をしていくべきだと思っております。これは、賠償金の支払いもございますので、そういう適切な時期を捉えて、適切に対応したいと思っております。

○**斉藤信委員** 学校の調査が不十分だったということは認めますね。

○**高橋教育長** 学校の調査が不十分だったかどうかということを含めて、なかなか事実関係が明らかにならない中で、訴訟という中でいろんな事実関係が争われたものでございまして、学校側、それから教育委員会としても、本人の聴取も1回2回ではなくて、できる限り相当重ねましたので、そういう中で事実関係をつかもうという努力はしたのですが、結果的にこの判決になったという面では足りない部分があったのかと思っております。

○**斉藤信委員** 私は、裁判の前までに県教育委員会の本格的な調査まで至らなかったと思います。ただ、学校の調査は形的にはされたのです。しかし、そこでは解明されなかったからこうなったので、だから途中で県教育委員会にきっちりした調査を求めるかということで、超党派で我々も、それは控訴人と相談した経過もありましたが、最後はやっぱり裁判でやりますということだった。

私は控訴人から要求されて謝罪するという性格のものではないと思います。三つも違法性が認定されており、2月16日に確定しており、もう10日過ぎているのです。ただちに誠意を持って謝罪することが本来の姿ではないのかと。控訴人だって、いろいろな思いはあったとしても、それを納得して控訴していないわけだから。私は、そういう一つ一つ丁寧に誠意を持って、こういう問題は裁判がこう決着した段階では対応すべきだと。

もう一つ複雑な問題は、この教諭が不来方高校の自殺事件にもかかわっているという、

それで今第三者委員会も調査をされているわけなのです。これは極めて重大なことだと思います。一審判決のときに適切な対応をしていれば、不來方高校の事件はなかったと言うべきものではないかと思えます。

ここで指摘されている人格を否定する暴言は不來方高校でも行われていたのですよ。本人に対する体罰ということはなかったようではありますけれども、人格を否定する暴言は暴力行為です。そして、今この暴言で自殺に追い込まれるケースが少なくないのも事実です。私はそういう意味で、既に第三者委員会の調査になっていますから、県教育委員会にどうこうと今の段階で言いませんけれども、しかし県教育委員会は今度の判決を受けて、反省すべきことがあったのではないかと思えますが、これはいかがですか。

**○高橋教育長** 第三者委員会につきましては、これまで第5回まで開催いたしております、その中で今後の調査、調査員等を含めまして、その体制の整備がなされたという段階でございます。

それで、第1回目の委員会の際に私も出席して、委員方に委員を委嘱すると同時に、しっかり適切な調査をお願いしたいと。これは遺族側、それから学校側でのそれぞれの考えがあるということを前提にしながら、適切な調査をぜひともお願いしたい。第三者委員会に対しては、我々が持ち得ている情報については、つまびらかにさせていただくということで真摯に対応して、これまでの5回の開催をしたところでございます。

それで、今回不來方高校での対応等、それから教育委員会のこれまでの対応も含めて調査をお願いしたいということをやっておりますので、我々とすれば、第一審の判決を受けた後、当該教諭に対する指導でありますとか、当該教諭もしっかりとそれに向き合ったという認識は持っているのですけれども、遺族側にはそういう気持ちは受け取れないという状況でございます。これは第三者委員会の中でしっかりと調査していくということで、今後その調査を通じながら明らかになっていくのではないかとということで、真摯に第三者委員会の要請等には向き合っていきたいと思っております。

**○斉藤信委員** この盛岡一高事件の最後に、教訓にすべきは、人格を否定するような暴言というのが教員としての裁量を逸脱した違法行為だという認定を深く受けとめていただき、体罰だけではなく人格をおとしめる、否定するような暴言という違法行為への対策を徹底していただきたい。これは大変重いものだと思いますので、これはしっかり判決を受けとめて、全体の教訓にするという点でぜひ徹底していただきたい。

残された時間で教員の超過勤務時間の縮減問題についてお聞きしますが、今年からタイムカードを導入いたしました。第3・四半期、昨年度と比べてどういう超過勤務の実態になっているか。80時間、100時間を超える県立学校の教員の実態を示してください。

**○永井教職員課総括課長** 教員多忙化に関するお尋ねでございます。御案内のとおり昨年8月にタイムカードを導入いたしました。それに伴って、時間外勤務の実績を確認しており第3・四半期、直近の平成30年10月から12月までの数字でございます。いわゆる長時間勤務者ということで、月当たりの時間外勤務が80時間を超えている、100時間を超えて

いる教員の割合でございますが、80時間以上100時間未満が5.8%。100時間以上の教員の割合は5.4%でございます。昨年同期と比べまして、タイムカードによる客観的な把握が進んだという面もございますけれども、ふえているという状況になっております。

○**斉藤信委員** ぜひリアリズムで答弁していただきたい。80時間から100時間未満は5.8%、216人、昨年度の第3・四半期は158人でした。100時間以上が5.4%で204人、前年が175人でした。いわば過労死ラインを超えている教師、県立学校で420人ということになります。これは大変な数ですよ。

この解消は緊急の課題で、高田一郎議員が本会議でも聞きましたが、客観的な問題として小中学校になってしまうのですけれども、標準時間数は、小学校は980時間です。その標準時間数を守っているのがたった2.1%。中学校では22.9%。小学校の場合は980時間を年間で100時間以上超過して授業をやっているのが44.2%です。標準時間数を100時間もオーバーして仕事をしていたら、超過勤務になるのは当たり前ではないですか。そうでなくたって標準時間数が多いのだから。県立学校の標準時間数と実態はわかりますか。

○**里館高校教育課長** 高等学校におきましては、標準時間数というものはございません。

○**斉藤信委員** まず、小学校の実態を私は指摘したので、標準時間数自体が多い。100時間も超えており、それが44%にもなっている。この改善が私は必要だと思います。文部科学省は、1月25日付で公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを出して、業務の具体的な削減を指示しています。標準時間数を超えているところは見直しなさいと。業務の適正化、これに真剣に取り組む管理職を評価しなさいと。いわば、業務削減に取り組まない管理職はだめですよということまで言っているのです。

私はこの点で、標準時間数を超えているようなところは当然見直すべきだし、県教育委員会指定とか、市教育委員会指定とか、文部科学省指定の研究指定校、これは国も見直すと言っていますから。こういうものを見直していくと。

もう一つ、教員の一番の超過勤務になっているのは、岩手県が実施している学習状況調査です。これは、岩手県版の学力テストです。文部科学省の学力テストも、私は大問題だと思っているけれども、それに輪をかけて、岩手県は学習状況調査をやると。これが国の学力テスト以上に問題なのは、採点を先生方自身でやらなくてはならないのです。国の学力テストより負担が大きいのです。ある学校に聞いたら、例えば小学校5年生でしたか、学年の先生でない先生が採点するというのです。記述式の質問もあるのです。これをやらされているわけです、自分の授業以外に。それで私は聞きたいのだけれども、全国で、県独自にこういう学力テストをやっていないところがいくつあるかを示してください。

○**小久保学校教育課総括課長** 全国における都道府県の学力調査の実施状況でございます。文部科学省の専門家会議が公表しました状況によれば、平成30年度実施予定の都道府県について、実施をしないと表明したところは、小学校の調査において47分の17のところでございます。中学校については、47分の15です。

○**斉藤信委員** 実施していないところが、今言われたように小学校で17県、中学校で15

県あるわけですね。そして、来年度はやめますというのが6県あったというのが本会議の答弁でした。これは、今見直しの過程です。こういうところから見直しをしていく必要があるのではないか。そして、学校の中で、教職員の話し合いで削減すべき業務、県や市が押しつけているこういう業務の削減。私は、それぞれのところで責任を持ってこれをやるべきだと思いますけれども、今の取り組み状況はどうなっていますか。

○永井教職員課総括課長 現在働き方改革プランに基づいて業務のさまざま見直しですとか、あるいは外部人材の登用ですとか、さまざまな取り組みを6項目21の施策にわたって展開してきているところでございますが、委員御指摘のいわゆる学校内における業務のあり方、見直し、これにつきましては昨年9月から業務のスクラップ・アンド・ビルドのワーキンググループを立ち上げまして、現在鋭意最終取りまとめに向けた作業を進めているところでございます。業務の効率化、業務自体の見直し、業務のスクラップの三つの観点から、いわゆる学校を実際に動かしているミドルクラスの先生方、ミドルリーダー、教務主任の先生、市町村教育委員会、職員団体からも意見を伺っております。こういった構成のもとで、先ほどの3テーマについて、まさに学校の取り組みでできること、それからいわゆる制度レベルで県教育委員会等で解決すべきもの。それから、法令等のレベルの問題ですと、国の例というものがございまして、そういうところは中長期的な課題だということで、実現のステージをある程度整理しながら、それぞれの取り組みについて業務の見直しの作業の最終的な整理を進めているところでございます。

○斉藤信委員 余り姿が見えないので、極めて私残念ですがけれども、今学校の先生が異常な超過勤務を強いられている最大の理由は、学校5日制が導入されたときに授業時数が変わらないまま、6日間でやっていた授業を5日間でやったのです。それを、先生をふやさないでやったのです。そうすると、1日の授業時間数がふえるのは当たり前ではないですか。そしてその後、いろいろな学校改革だ、教育改革だという新しい業務がどんどん国からふやされてきた。さらには、いじめや不登校や、さまざまな子供の貧困を含めた、そういう問題への対応もどんどんふえてきた。これが異常な超過勤務をふやしてきた要因です。

根本的には、教員をふやすということが一番の問題で、私たちは週休2日制の前に戻すためには9万人の増員が必要だという提案をしていますけれども、残念ながら国はこれに背を向けて、ふやさないで業務削減と。これは全くの責任回避だと思う。だから私は、教員の増員を強く求めていくというのと、同時にできる削減は、学校でも、そして県、市町村教育委員会のレベルでも真剣に取り組んでいくと。その焦点として学習状況調査という、県版学力テストは全国でやっているわけではないのだから、見直し始めている県も出ているわけだから見直すべきだと思いますけれども、教育長、いかがですか。

○高橋教育長 教員の時間外勤務が年々ふえてきたというのは御指摘のとおりでございます。その根本的な原因については、さまざまな議論がございましてけれども、私は基本にいわゆる給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）があると思っています。給特法の中で、多様な働き方をやると。そして8時間という教職調整額

があると。ところが、それ以降社会の変化に伴って教員の業務が増大してきている中で、それに頑張ったことに対する評価がしっかりなされないというところが、教員の大きな不満にもなっている。ただ一方で、教育の重要性ということについては、本県の教職員は本当に一生懸命に取り組んでもらっていて、それに応えるような働き方改革をしっかりとやっていかなければならないと思っております。

その中で、今回の文部科学省から示されましたプランでございますけれども、一昨年の緊急提言、それから中央教育審議会の中間答申、文部科学省の緊急提言がありました。それを踏まえて本県は6月に働き方改革プランを、そういう危機感のもとで、できることをまずやっていこうということで、学校閉庁日でありますとか、タイムカードでありますとか、部活動指導員でありますとか、できる限りのことをやってきたつもりですけれども、それが目に見える形で全体的な業務量の低減になっていない。それは努力をして、公務文書の見直し等も当然必要、部活の見直しも必要だと思います。一斉休養日もつくりました。

ということですが、なおそうやっても、なかなか苦しい状況の中で、教職員定数の抜本的な改善は、極めて大事だと思っております、これまでも県として、強く国に対して要請してきて、国のみならずさまざまな機会を通じて要請してきております。これから子供たちが減少してきて、一人一人の力を伸ばしてこの岩手、日本をしょっていく子供たちを育てていくためには、教育という未来への投資が本当に必要なときだと思っておりますので、そういう働きかけをやりながら、そして我々ができる改革をしっかりとやっていくことで努力をさせていただきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 終わりますが一言。給特法の問題、全く教育長の言うとおりで、1971年に、超過勤務をしているのに手当が出ないということについて全国で裁判が起こされたのです。そういう裁判を踏まえて、あのときの給特法というのは、そのときの実態の超過勤務に対応する4%の調整手当。今は全く実態が変わってきたので、労働基本権を無視する憲法違反の状態だと思います。

同時に、つい最近国連子どもの権利委員会の最終見解が出ました。過度に競争的な教育制度、この是正ということが改めて指摘されました。そういう点で、テスト漬けにする、今の日本の教育の打開、改善というのも切実な課題になっているということで、今日私は県版学力テストの問題を取り上げたところでもあります。これは指摘だけにとどめて終わります。

○**小西和子委員** 私も学校の働き方改革についてお伺いしたいと思います。

岩手県教職員働き方改革プラン、持続可能な教育環境の実現に向けての時間外勤務についてお伺いしたいと思います。私が学校訪問をいたしまして、どうですか、幾らか勤務時間が短くなりましたかと聞きましたら、変わりませんという答えが返ってきました。強いていえば、中学校では平日の部活動の休養日をとっていない学校もあったのです、それで平日の部活動休養日が1日あるというところは幾らかよくなりましたけれども、あとは変わらないという答えが返ってきました。小学校は、全く何も変わらず、前からと同じですよ

と言われました。

そこで、2018年度の時間外勤務の80時間以上は前年度比3割減、100時間以上は半減というプランの目標がありますね。2019年度と2020年度は、80時間以上は前年度比3割減、100時間以上はゼロとなっておりますけれども、その進捗状況をどのように見ているでしょうか。先ほど県立学校の教員の80時間、100時間超えについては話がありましたけれども、県教育委員会としてどのように捉えていますか。

○永井教職員課総括課長 働き方改革プランにおける目標値の達成状況、特に時間外勤務80時間以上、100時間以上の数字は、任命権者として把握している県教育委員会が県立学校の数字として押さえているものでございますので、先ほど斉藤信委員への答弁と重複する部分もかなりございますが、改めて御紹介させていただきます。

タイムカードを入れて、把握できた第3・四半期、昨年の10月から12月までの状況でございますけれども、月当たりの時間外勤務は80時間以上100時間未満の教員の割合は5.8%でございます。これは、昨年同期と比べて1.6ポイントふえております。同じく100時間以上の教員の割合は5.4%で、昨年同期と比べて0.8%増となっております。

繰り返しになりますが、昨年度までは自己申告での把握からタイムカードにかえたということでございますので、単純な比較はなかなか難しいところがございますけれども、在校時間の客観的な把握は一定程度進んでいると考えております。問題はこの出た数字をどう捉えて、今後働き方改革を推進していくかということかと思っておりますので、先ほど申し上げたスクラップ・アンド・ビルドやワーキンググループ、あるいは来年度の予算の事業等で運用していく部分もございますので、引き続きそのプランに基づく取り組みを停滞させず、加速して、学校の先生方一人一人に、何か変わったなという実感を持ってもらえるような日が一日も早くくるように、県教育委員会としても努力をしてみたいと考えております。

○小西和子委員 進捗状況は、全く目標にはほど遠いということによろしいですね。学校業務のスクラップ・アンド・ビルドに係る提案の取りまとめを読ませていただきました。まだまだこの程度では削減できないと感じております。先ほど斉藤信委員からも話がありましたけれども、先ほどの例ですと、県独自の学習状況調査をやっていない県が小学校で17県、中学校で15県もあると聞いて、さすがだと思いました。岩手県もやれるのではないかと思います。

何で県の学習状況調査とか、国の学力調査をやるのが子供たちにとってよくないかといいますと、きちんと1年間でこういう学習を指導しましょうという計画がつくられていますが、学習状況調査とか学力検査のために、ゆがめられます。県では練習しないように言っていますと言うでしょうが、6割が練習しているのです。何で練習していると思えますか。結果は公表しないと言っているのだけれども、校長会や研究主任、教務主任の会議で公表しているのです。人数が出れば、どこの学校か一目瞭然なのです。すると、うちの子は平均より下だったということになるわけです。中には、校長がうちの学校はこのくら

いだから、次はちゃんとやってくださいみたいなことを話すわけです。そうすると、本来やるべき授業を削って、秋田県のように練習をするのです。

秋田県は一生懸命練習しています。私の友達に秋田県の教員がいますけれども、何で岩手県では練習しないの、やるのが当たり前でしょうと言われ、必死になってやっているのです。だけれども、それが何になるのですか。小学校、中学校、名前だけは全国一かもしれませんが、高校から大学に行くとき普通になってしまうのです。岩手県の高校教員を秋田県に引っこ抜いて連れていったりしていました。そういうこともあるのです。岩手県のほうがすごいと秋田県では見られているのです。

いつも話しになり、県教育委員会の人たちは御存じだけれども、1位と10位がうんと差があるかといったら、本当に小差で、全く変わりがないのです。そんなことで一喜一憂して、子供たちの能力を潰したらだめなのです。

本当は45分間の授業なのに、10分間は今からドリルをやりますと言って、前の年のプリントを増刷りしたのを一生懸命やらせるわけです。訓練すれば上がるのは当たり前です。それが子供にとって何なのですか。そういうことをずっとやります。

そして、結果が出て、あなたの学級の子供はこれが低いと言われます。今度はそれをまた一生懸命やるわけです。次の年は、全国学力テストですから2年間それに追いかけるのです。子供だって、つまらないです。不登校になった子供もいました。私の知り合いの子供は、もう学校に行きたくないと言って、不登校になってしまいました。学校というのは新しいことを学びに行くところです。今日、こういうことを覚えたということで喜んで帰ってきて、家族に報告するところなのに、毎日毎日、そんなことばかりやらされて、どんな人間になるでしょうか。教育長は、すごく素晴らしい演説をしましたがけれども、教育長が望むような子供には育たないと思います。

そこで、他県の例を参考に、教育委員会としてもプランの目標の実現に向けて、リーダーシップをここで示すべきです。世界一の学力と言ったらどうなのかわかりません。能力があるといわれている国は、テストが一つもないと言われています。そういうことではなくて、子供の持っている能力を発揮させるために、教職員がさまざま引き上げるために努力しているということになります。

先ほど斉藤信委員が話をしましたように、県の学習状況調査とか国の学力調査というのは、やめる方向で検討すべきだと思います。さらに県独自の学力テストをやめるというのは6県あるのですから、これをやめない限り、働き方改革プランの目標は達成されないと考えます。教職員も本当に疲れ果てています。無意味だなど思いながらやっていると思います。子供をどんどん追い込んでいます。リーダーシップを示すべきと考えますが、教育長いかがでしょうか。

○高橋教育長 お答えになるかどうかですけれども、これまで本会議の場でも、将来をしっかりと見た上でやっていかなければだめだ、教育は国家100年の大計という話をさせていただきました。別の言い方をすれば、木を見て森を見ずという目先のことだけにとらわれ

て教育をしていくというのは、あるべき姿ではないだろうと。

ただ、将来を見るときに、日々の学習があって力がついていくので、学力の定着をしっかりやっていくということでテストをやる。これは県の学力調査の話ではなくて、さまざまなテストがございます。学校での期末試験、中間試験とありますけれども、いわゆるP D C Aをしっかり回していくことは子供たちが、自分が勉強したことをしっかり確認し、家庭にも理解してもらおうという意味では、ただただ楽しいだけではなくて、一定の負荷というものも大事ではないかと思っています。

それで、その中で御質問のありました県の学力調査ですけれども、先般の本会議で答弁させていただきましたけれども、この委員会でも、小西和子委員からもこれまで何度となく話を頂戴いたしました。新学習指導要領の改訂に伴って、授業時間数がまたふえます。そういう中で、社会が変容していく中で、しっかり子供たちの力を育んでいかなければだめだというのは間違いなことだと思いますけれども、その中でそれを吸収できるようなどう工夫があるかということを考えていく必要があると思っています。

特に県教育委員会が主体になってやっているものについては、そのあり方を含めて検討していく。そして、また実施に当たっては、特に小中学校の場合には、市町村教育委員会の十分な合意形成のもとにやらないと、単にこれをやめろとか、そういう乱暴な話はずべきではないと思っております。しっかり考え方を示した上で、意見交換をして合意形成をしていきたいと思っております。

○小西和子委員 その日だけのことではないです。ずっとそれに苦しめられているということをお話してください。

そして、テストがなくても、その学年で身につけられることを子供たちに身につけさせたいと思っております。そのためには放課後の時間というのは大事です。ちょっと残って先生と話をするなどと言いながら、そこで生徒を引き上げるための勉強をしたりするのですけれども、なぜその時間が全くないのかということをお話したいと思っております。

先ほど話がありました2019年1月の中央教育審議会の答申があります。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン等がある中で、内発的な研究意欲がない、形式的な研究指定校としての業務は大胆に削減すべきと中央教育審議会が提案しています。現場にいた人たちは、わかりますが、指定校というのがあり、無理やり研究をさせられるのです。それも1年では終わらないのです。研究するまでに2年間ぐらいやって、前の年にミニ研究会みたいに、学校参観日みたいな感じで公開します。小中学校の指定校は、午前中はなくなりましたが、午後に学校の授業を公開して、県下や他県から教員の人たちが来て、その授業を見るのです。見た後、研究会をして、指摘されて、それを冊子にまとめます。それが内発的な研究意欲がない、形式的な研究指定校なのです。それが市町村の中に何校あるかで毎年次から次と、次はどこと無理くりさせられるのです。そういうのは無意味だからやめなさいと言っております。そのほかにもいっぱい参考になるものがあるのですけれども、これこそやめるべきだと思えました。

私のところに、先日ある方から立派な表書きを筆で書いた手紙が届きました。私より若い方なのですが、教職員だったが、途中退職をしましたという方でした。どういう働き方かというと、月に 150 時間を超える時間外勤務をずっと続けたそうです。当たり前なのですが、体調を大きく崩して、定年までは働けなかった。そして、今の学校現場は 8 時 15 分から 16 時 45 分が勤務時間ですが、誰もそれで帰る人はいないのです。その後に研究会、会議と設定している学校が特に中学校では非常に多いのです。そういうことは絶対にやってはだめだ、やらせる校長は問題だと書いていました。県教育委員会なり市町村教育委員会で会議時間の設定時間や中身を調査してみたらどうなのだろうか、そうすると大分そこが削減できるのではないかと書いていました。最後に、私のような者をつくらぬように安心して働ける学校現場にしてほしいと結んでいました。私は、その手紙を見て、涙が出ました。何枚にもわたって書いていましたけれども。本当に苦しかったのだろうけれども、そのくらいの仕事量があるのです。

だから、ここで思い切って、さっき言った無意味な研究指定校はやめさせたほうがいいです。それよりも、子供たち一人一人に向き合う時間をふやしたほうがいいです。研究指定校になったときに、研究会というのが月に大体 3 回ぐらいはあるのです。そして研究授業というのがありますが、子供たちに自習をさせて、研究授業をする、授業を提供する人たちの授業を見に行くのです。子供たちをほっぽってその授業を見に行くのです。そんな発表して何になるのですか。そういう公開が熱心な学校は、必ず荒れるのです。

それで、頭を切りかえて、こういうのは絶対やめたほうがいいというか、その分、子供と向き合う時間をつくったほうがいいと頭を切りかえていかなければならないと思います。2019 年 1 月の中央教育審議会の答申には、参考になる内容が網羅されていますけれども、実現に向けて協議しているか質問したいと思います。

○佐野義務教育課長 2019 年 1 月の中央教育審議会の答申の前に学校公開の部分についてのお尋ねもありましたので、そのことについてお話ししたいと思います。

まず、学校公開に伴う研究指定校には文部科学省、県教育委員会、市町村教育委員会が指定するものがございます。学校における教育課程とか学習指導の改善充実を目的として実施しております。指定校での先進的な実践を共有しながら普及を図るための貴重な機会であると捉えております。

今年度、県内では小中学校の研究指定校は 109 校ありました。この数は 10 年間でほぼ半減してきておりまして、県としても昨年度から 13 校ほど減っておるのが現状でございます。

教職員の働き方改革を推進するに当たっては、あらゆる側面から業務の見直しが必要だと考えておりまして、岩手県教職員働き方改革プランの中でも、多忙化解消という視点を持ちながら研究指定は行っていく必要があると考えております。

公開の持ち方についても、先ほど小西和子委員の御案内のとおり、1 日開催から半日開催にしたりとか、研究紀要についてもスリム化を図って、分厚い研究紀要ではなく、簡単なリーフレットみたいな形にまとめるという形での研究が、10 年前に比べると今大分行わ

れてきているのかと思っています。

今後、先ほど来お話がありますとおり、教職員の業務負担の視点は大変重要だと思いますので、この視点を持ちながら、内容の焦点化、精選等を図りつつ、効果的な学校公開になるよう、市町村教育委員会とも連携しながら引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

○永井教職員課総括課長 研究指定校については義務教育課長から答弁させていただきましたが、私からは概括的にはなりますけれども、今般の中央教育審議会の提言の受けとめと、今後これをどう協議をしていくかという点のお話をさせていただきます。

今般の中央教育審議会の答申では、先ほどから話が出ておりますが、教職員定数の根本的な改善というところは触れられておりません。また、教育長から先ほども指摘させていただいた給特法については中長期的な課題だとされております。

あと、例えば秋田県の学校、先ほどから申し上げている業務のスクラップ・アンド・ビルドのような業務の明確化、適正化、チーム学校としての学校運営のあり方、その中における管理職のマネジメント、さまざま具体的な事項が8章に分けて含まれておりますが、この中の多くは、平成28年度の文部科学省が取りまとめた勤務実態調査を踏まえて行われた中央教育審議会の中間答申である緊急提言であるとか、文部科学省の緊急対策に盛り込まれていることが、随分ございまして、可能なものは既に昨年6月の県の働き方改革プランに取り入れているところでございます。

この削減に当たっては、市町村教育委員会、校長会、職員団体、多くの方々の意見も入れて、協議検討させていただきましたので、今後ともこのプランの推進に当たっては、皆様からの意見を伺いながら、その趣旨を踏まえて、初期の目的が果たせるように取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 次に、教材費の措置率についてお伺いいたします。前回12月に、県教育委員会として、今後、県内市町村教育委員会に対して教材費決定額の結果通知にあわせて、各小中学校の要望の適切な把握、学習指導要領に対応した教材費の計画的な整備充実を要請するというお答えがありました。これから話をするのは施設のほうですけれども、学校訪問をしたときに、ある小学校では体育館に雨漏りがして、雨が降るたびに床がぬれてすごく危険だそうです。それから、盛岡市ですけれども老朽化した校舎のトイレが皆さんは使ったことがないようなひどいトイレで、入るとアンモニアで目が痛くなり、常に水が流れているのではなくて、定期的にちよろちよろと流れるので、においもひどく、汚れも取れません。当たり前なんですけれども、1年生は学校に行きたくないと言うそうです。女の子のトイレもそうです。洋式が幾らか入ってはきましたけれども、今和式は使うところはなかなかないので、トイレが怖いから学校に行きたくないということもあります。

そこでお伺いします。盛岡市の平成29年度の教材備品費の措置率は20.5%と聞いております。盛岡市は教育にかけるお金がどこにいつているかわかりませんが、最低2割ぐらいです。それで、体育館の屋根に穴があいたり、トイレも大変ということになっているので

すけれども、平成 21 年から県教育委員会でそれぞれの措置率の一覧表があったのですけれども、つくらなくなりましたよね。そういうのをぜひつくって、市町村で教育にお金をかけてくださいと言ってほしいです。今年度分の調査は可能なのか、来年度の見通しはいかがかということをお伺いします。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 教材費の措置率についてでございますけれども、国の教材整備計画では、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間を期間といたしまして、単年度当たりおよそ 800 億円の地方財政措置を行っております。

平成 29 年度の教材費決算額調査は、文部科学省の全国の調査結果にあわせ、県内市町村別の決算状況につきまして、各市町村教育委員会に情報提供を行うとともに、国が定める教材整備計画に沿った整備を一層推進するなど、教育環境の安定的かつ計画的整備に努められるよう通知したところでございます。

この教材費決算額調査につきましては、文部科学省で毎年行っておりまして、平成 30 年度の実績の調査につきましては、例年どおりでありますと 6 月に依頼がございまして、11 月に文部科学省から結果が通知され、その後に市町村へ情報提供を行うこととなります。

県内市町村の決算額を教材整備指針が示された前年度の平成 22 年度実績を基準に比較いたしますと、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年平均は 40.56%、1 億 7,400 万円余の増。平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 カ年平均では 44.41%、1 億 9,100 万円余の増となっております。県教育委員会としましては、各市町村において国の指針に基づきまして適切に判断し、整備が進められているものと認識しておりまして、今後とも県内各市町村等に対しましては、各小中学校の要望の適切な把握、学習指導要領に対応した教材等の計画的な整備充実を要請してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 平均的なことではなくて、市町村によって差があるのです。手厚い矢巾町とか、とんでもない盛岡市となっておりますので、そこは調査をして、以前のように一覧表にして、こんなに違いますよと。子供たちを大切にしないでどうするのですか。教育に使ってくださいというお金を何に使っているのですかということですので、そこは要望して終わります。

○城内よしひこ委員長 これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷副部長兼総務室長 議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、総務部関係について御説明申し上げます。議案（その 3）の 9 ページをお開き願います。

総務部関係の補正予算額のうち、商工文教委員会への付託額は 9 ページの表の一番上、10 款教育費、第 9 項私立学校費の 3 億 6,076 万円 5,000 円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の202ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明いたしますので、御了承願います。

まず、10款教育費、第8項大学費、1目大学費であります。これは地方債と一般財源との間での財源振替でございます。

次に、203ページに参りまして、10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費ですが、私立高等学校等就学支援金交付金や就学のための給付金支給事業費、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助など、教育費の負担軽減を図るための交付金等について額の確定等に伴い減額等を行おうとするものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 1点お伺いさせていただきたいと思います。

先ほど教育委員会でもお伺いさせていただいたのですけれども、平成31年度にかかる部分になるかと思うのですが、教育委員会では平成30年度の補正から学校環境の整備ということで国の交付金を使いながら、クーラーの整備等を進めることの予算化が措置されているということでもあります。市町村立の小中学校の手当てになっているのですけれども、私立の学校関係については、今回この補正には盛り込まれていないという形になっているように拝見しておりますが、どのように考えておられるのか。もしくは平成31年度の当初予算での措置になるのか、その部分についてお伺いしたいと思います。

○武蔵私学・情報公開課長 私立学校に対するエアコン設置に関する予算の措置状況についてお尋ねがございました。さきの12月定例会におきまして発議案を可決いただきまして、国に対するエアコンの補助を求める意見書の発議をいただきました。その後、県といたしましても、私立学校法人の設置の意向、今後設置したいと考えているか、予定があるかと

いったものを鑑みまして、あわせて県立高校の予算の措置状況等のバランスも考えまして、平成 30 年度補正予算及び平成 31 年度当初予算において私立学校にエアコンを設置する予算の補助を計上させていただきました。

予算事業名ですと、私立学校運営費補助の中で安全対策という形で、さきの大阪府北部地震を踏まえた安全対策のためのブロック塀の撤去、あわせて私立学校に子供の命と安全を守るためのクーラーの設置という形で予算を計上させていただいております。

具体的には平成 30 年度補正予算におきましては、私立学校運営費補助のうち、安全対策としてブロック塀の撤去に要する費用とクーラーの設置と合わせて 210 万円を措置し、幼稚園 2 園、それから高校 1 校の 3 校への設置を進めたいと考えております。

また、平成 31 年度当初予算につきましては、保健室に未設置の学校への補助は上限を 30 万円と設定しておりまして予算を措置いたしました。30 万円上限の 30 校、900 万円分。それから、高校で夏期講習等を行う部屋、特定の教室 12 室分の設置補助は 60 万円を上限といたしまして、12 校で 720 万円。それから、特別支援学校の保健室、それから同じく特別支援学校の普通教室等への設置に必要とする経費は保健室を 30 万円限度額の 1 室、それから普通教室 60 万円の 5 室分、合わせまして 330 万円措置しておりまして、これらを活用して緊急整備になると思うのですが、学校法人におけるエアコンの設置を支援したいと考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。私立学校も交付金が出てということで、残念ながら、高校は公立でもなかなかまだ難しいという状況ではありますけれども、それにしても高校においても保健室であったり、それから夏期講習を行う部屋であったりといった部分が手当てになる中で、私立学校はということで、金額の多寡はどうあれ、また規模的なものはどうあれ、そうした形で県で進めていただいているということに、まずは評価させていただくものであります。

それで 1 点お伺いしたいのですが、この上限 30 万円という部分の規模感なのですけれども、先ほど聞いた際には、1 平方メートル当たり 2 万 4,800 円ぐらいが国の交付金の基準になるといった考え方だということだったのですけれども、大体それに倣う感じなのか。もうちょっと下というか、具体的には例えばクーラーを家庭用に毛の生えたと言ったらあれですけれども、そうしたようなもので対応する形の考え方なのか、もとからしっかりしたものを、将来的に全部セットできるような、本当に根本からやっていくような形まで見込んでいるのか、そうしたものはどういう感じを考えているのか。

○武蔵私学・情報公開課長 予算額 30 万円の関係についての考え方ですが、先ほど、御説明が漏れましたが、今回予算を計上させていただきましたのは、保健室への設置に関する補助としては上限 30 万円、それからその他の夏期講習等を行う部屋に関しては上限 60 万円を設定させていただいております。考え方ではありますが、まず今回の冷房設備の設置につきましては、緊急的なものであるということ、それから私学の場合は幼稚園が多くございますので、幼稚園は比較的小さな部屋が多いということ、それから反対に公立高校にお

きましては、小さな部屋というよりは比較的大きな部屋にはなるのですけれども、大規模な改修等が必要な、例えば一局集中管理をするようなエアコンの設置となりますと、当然に学校法人の負担も生じますし、工事にも期間がかかるといったことも考えますと、緊急整備を優先するというのであれば、おおむね45万円程度の家庭用エアコンの3分の2の補助ということで、30万円の設定を考えまして、保育室であるとか、あるいは高校の部屋でも家庭用エアコンという形で設置していただきまして、少なくとも1校に1室は冷房のある部屋があって、生徒がぐあいを悪くしたときに、そこで安静にさせることができるお部屋を確保していただきたいということから、そのような額を設定させていただきました。

○郷右近浩委員 確かに県内の私立学校というと、どうしても幼稚園が多くて、高校は少ない形ではあります。そうした中であっても、私は私立中学、高校についても、やはり国に支援を求めていくべきと思いますし、ただなかなか国でも、それをすぐにどうこうできるという判断ができない状況であれば、今の子供たちを守るためにも、どういう形で、単価が安いもので対応できるのかなどを含めて、しっかり対応していただきたいという意見として、お話をさせていただきました。

本当は私立学校

ですから、それこそ学校が、それぞれ自分たちの学校の特色的なものを含めてしっかりやっていたとこの考え方もあろうかとは思いますが、しかしながら何より子供たちに、勉強のみならずいろんなものの経験なり、教えていただける現場として、ぜひ県でも私立高校まで含めていろんな形で背中を押してあげられるような施策をつくっていただければと思います。その私立高校に対しての考え方だけいただいて終わりたいと思います。

○熊谷副部長兼総務室長 私立学校のエアコンの補助等につきましては、国庫補助の対象になっておりません。我々としては国にいろいろと要望を申し上げているところでございます。今回は、やはり公立の小中学校、あと教育委員会の県立高校、そことの均衡ということを考えていただきまして、県単独で私立学校にも措置させていただいたところでございますが、学校によっても、もう少し規模を拡大してやりたいとか、さまざまな御要望があるかと思っております。そういった御意見等も踏まえながら、国に引き続き要望してまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。